

音楽と法

Musik und Recht

ベルンハルト・グロスフェルト*
訳 檜 崎 みどり**

訳者はしがき

本稿は、*Bernhard Großfeld*, *Musik und Recht*, *Zeitschrift für Vergleichende Rechtswissenschaft (ZVglRWiss)* 109 (2010), S. 379–396 の翻訳である。著者のベルンハルト・グロスフェルト教授（現在ミュンスター大学名誉教授）は、文学、詩学、記号学、地理学、算術、音楽などのリベラルアーツと法学とを架橋する独特の比較法研究を長年の間に行われており、その業績はわが国でも既に紹介されている。とくに翻訳書として、ベルンハルト・グロスフェルト著／山内惟介・浅利朋香訳『比較法文化論』（中央大学出版部2004年）（原題：*Bernhard Großfeld*, *Kernfragen der Rechtsvergleichung*, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck) Verlag, Tübingen 1996)。本稿で訳出された論文も、同じ著者による膨大な比較法研究に連なるものである。グロスフェルト教授からは翻訳に御快諾をいただき、また、本論文に密接に関連する他の論文として、*Bernhard Großfeld*, *Ordnungsmuster*, in: *Festschrift*

* ヴェストフェーリッシェ・ヴィルヘルム大学 (WWU) (ミュンスター大学) 名誉教授

Bernhard GROßFELD

Emer. Prof. Dr. Westfälische Wilhelms Universität (WWU) Münster

** 所員・中央大学法学部教授

50 Jahre ZfRV (Zeitschrift für Rechtsvergleichung), Wien 2013, S. 25-43 および *Bernhard Großfeld*, Ordnungsgesänge: Interkulturelle Begegnung, 501. Sitzung v. 18. Juni 2008 in Düsseldorf, Nordrhein-Westfälische Akademie der Wissenschaften, Vorträge G 417, 2008 を御教示いただいた。人間の理性と感性を揺り起こす音楽の律動を感じさせる原文の奏でる言葉の美しさと力強さを少しでも伝えられれば何よりの幸いである。

“糸状の太陽光が (Fadensonnen)
薄暗いエデンに降り注ぎ (Über der grauschwarzen Ödnis)
高邁なる思考が (Ein baumhoher Gedanke)
光の音を響かせる (greift sich den Lichtton: es sind)
さらに歌が歌われる (noch Lieder zu singen jenseits)
人の世の向こうで (der Menschen)”¹⁾

I 出会い (Begegnung)²⁾

“あなたは法を作り、私に音楽を作らせよ、さすれば私はあなたの国を律しよう”³⁾

-
- 1) *Paul Celan*, Gedichte, Bd. 2, 9. Aufl., 1990, S. 26.
 - 2) *Renate Neumann*, Recht und Musik, in: Erlinghagen/Geck/Junker/Schmitz (Hrsg.), Die Freuden des jungen Bäckermeisters Lehmann, 1993, S.179; *Bernhard Großfeld/Jack A. Hiller*, Music and Law, Int'l Law. 42 (2008), 1147; *Marius Schneider*, Geschichte der Mehrstimmigkeit. Historische und phänomenologische Studien, Bd. 1: Die Naturvölker, 1934; *Reinhart Meyer-Kalkus*, Ich sehe etwas, was du nicht hörst, FAZ v. 31. 7. 2008, Nr.177, S. 35; *Peter Häberle*, Nationalhymnen als kulturelle Identitätselemente des Verfassungsstaates, 2007; *Wolfgang Sterneck*, Der Kampf um die Träume - Musik und Gesellschaft, 1998; *Wolfgang Schild*, Staat und Recht im Denken Richard Wagners, 1994; *Friedrich Zipp*, Vom Urklang zur Weltharmonie, 2. Aufl., 1998.
 - 3) *Andrew Fletcher* (1655-1716).

1 比較法 (Rechtsvergleichung)

比較法は、自らの法に対する新たな視野を開き、法的言語を記号として捉えて比較する学問 (*comparative legal semiotics*) へと我々を導く。同時に、法をいっそう文字化しようとする国際的な傾向がある。デジタル時代のインターネットの登場によって、その傾向は先鋭化している⁴⁾。前面に出ているのはアルゴリズムで作られるコンピューター論理である⁵⁾。このことからわかるのは、記号システムが我々の世界観や規律に対する見方をどれほど形作っているかである⁶⁾。我々の思考は記号に依存している。

増加するデータの洪水やデジタル式の結合 (Verknüpfung) は、企業法務担当者には、グローバルな企業会計処理 (Rechnungslegung) の際にとりわけ感じられるであろう。グローバル会計は、法分野への国際財務報告基準 (IFRS) の影響の下で、抜きんできた重要性和複雑性を展開している⁷⁾。このことが投げかける問題は、デジタル化を横目にしながら、事実や感情の世界といった計算不能な領域を創造的に扱う才能のために、どれだけの繊細な自由の余地が残されているだろうかというものである⁸⁾。

2 自由の余地

法律家に流れ込んでいる法を実証するデータの流れは、これに反発する動きを引き起こしている。たとえば我々がそうした反動に出会うのは、

4) *Frank Schirrmacher*, Payback, 2009.

5) *Franz Rieger*, Der Mensch wird zum Datensatz, FAZ v.15. 1. 2010, Nr. 12, S. 33.

6) *Bernhard Großfeld*, Computer und Rechte, JZ 1984, 696; *ders.*, Justitia und EDV-Wandlungen der Jurisprudenz durch die elektronische Datenverarbeitung, Perspektiven 1986, 38.

7) *Bernhard Großfeld*, Globale Rechnungslegung, in: *Ebke/Elsing/Großfeld/Kühne* (Hrsg.), Das deutsche Wirtschaftsrecht unter dem Einfluss des US-amerikanischen Rechts, 2011, S. 219.

8) Vgl. *Bernhard Großfeld*, Dreaming Law: Comparative Legal Semiotics, 2010; *Ulrich R. Haltern*, Musik (und Recht) heute, Humboldt Forum Recht 1999, 111; *Hans Joachim Kreutzer*, Obertöne. Literatur und Musik, 1994.

「文学と法 (Literatur und Recht)」⁹⁾ や「詩学と法 (Dichtung und Recht)」¹⁰⁾ といった言葉のもとである。これらは同時に比較法に関する新たな境地を開いている。「民族の詩学 (Ethnopoetik)」という広く知られた概念が既に示すように¹¹⁾。

a) *MTC* (マギー *Magie*) クローニン (*Cronin*)

このテーマの国際的な次元は、オーストラリアの偉大な詩人法律家である *MTC* (マギー) クローニンが、彼女の著作「撰詩集 (*Selected Poems*)」¹²⁾ や「法と文学 (*Law and Literature*)」¹³⁾ で具象的に説明している。中心的なのは、彼女の詩作「神は黄金の輪をもって世界を混沌から創りたもう (*God Creates the World with a Golden Circle from the Chaos*)」であり、彼女がそれにより示したのは、記号と結びついたあらゆる「理性 (*Vernunft*)」において、規律 (*Ordnung*) は詩学や音楽に通じる奥義 (*Geheim*) を秘めているということである。そこで展開されている端緒を、彼女は最近自らの著作「ふるいにかけて絞り出される欲望——裁きと正義に関する短随想集」¹⁴⁾ によって仕上げた。彼女の中心的な問いは次のよう

9) *Bernhard Großfeld*, *Unsere Sprache: Die Sicht des Juristen*, 1990; *ders.*, *Sprache, Schrift, Juristen*, in: *Juristische Gesellschaft Osnabrück-Emsland* (Hrsg.), *Vorträge zur Rechtsentwicklung der achtziger Jahre*, 1991, S. 287.

10) *Bernhard Großfeld*, *Poesie und Recht — Rechtsvergleichende Zeichenkunde*, 2005; *ders.*, *Dichtung und Recht*, in: *FS für Peter Nobel*, 2005, S.1129; *ders.*, *Language, Poetry, and Law*, in: *Thomas Lundmark/Astrid Wallow* (Hrsg.), *Law and Language - Recht und Sprache*, 2006, S. 27. 学問 (Wissenschaft) と詩学 (Poesie) の共通の起源については、*Michael Gamper*, *Elektropoetologie. Fiktionen der Elektrizität 1740-1870*, 2009を見よ。

11) 参照されるのは、*Bernhard Großfeld*, *Rechtsvergleichende Poetik*, *ZVglRWiss* 105 (2006), 343.

12) *Cardozo J. Law & Lit.*13 (2001), 137.

13) *Law & Lit.*14 (2002), 207.

14) 2009, 119. これについては、*Bernhard Großfeld*, *Buchbesprechung*, *ZVglRWiss* 109 (2010), 132.

である。

「どうやって詩学的に発見し、検証するのか。我々の社会がそのルールや表現、法律、言葉、そして芸術で語っていることが何かということ。我々の感情の言葉は、我々の社会システムを生き返らせる——言い換えれば生命を吹き込む——ことができるのか。」

また、彼女は「民族の詩学」¹⁵⁾の分野を、次の詩によって拓いた。

*„The Law of Books is subordinated to the Law
of the text in blood
a text which speaks your mouth full of bones
your mouth of exposed bones
what we wish to keep among us
what we wish to send among us
and all the time it seems like gathering
and it is never too far to go for beauty“*

「書き表された法の母体は
血に染まったテキストの法
テキストを語るあなたの口は骨でいっぱいだ
あなたの口はむき出しの骨だ
わたしたちが自分たちの間で保持したいもの
わたしたちが自分たちの間で伝えたいもの
すべて時というものは集まりのように見える
そしてそれは美の希求から離れることは決してない」

15) 参照されるのは、Bernhard Großfeld, Ordnungsgesänge: Interkulturelle Begegnung, 2008.

b) マリー・テレーズ・フェーゲン (*Marie Theres Fögen*)

ドイツの見地からこのような発展へと振り動かしていくのは、マリー・テレーズ・フェーゲン (1946-2009) の「法の詩 (*Das Lied vom Gesetz*)」¹⁶⁾ という著作によってである。彼女はプラトンおよび古来の「詩 (Lied) [音楽の旋律様式]」¹⁷⁾ を意味したノモス (*nómos*) から出発し、ローマの12洗礼法 (*Zwölf Tafeln-Gesetz*) を「必要不可欠な神託 (*carmen necessarium*)」すなわち「無くてはならない詩 (*unentbehrliches Lied*)」と賛美している¹⁸⁾。詩や歌の中のリズムや音色ほど、我々の自然な規律感覚に似通ったものはないという。歌は、「死せる文字と音なき言語」よりも優れているという¹⁹⁾。啓蒙主義時代の合理的な見地からは、法は「化粧も施さず着飾りもしない裸の命令として」²⁰⁾ 見えていた。このような道において彼女はハンス・ケルゼン (*Hans Kelsen*) (1881-1973) を眺める²¹⁾。ケルゼンは「法律の朗唱 (*juristischer Gesang*)」をほとんど評価していない。彼には法が法として、中身が空虚な「根本規範 (*Grundnorm*)」に基づいて「妥当する (*Geltung*)」ことで十分であった²²⁾。

フェーゲンによれば、そのような法においては「死せる声 (*Totenstille*)」が主調をなしており、そうした法には「音楽」が欠けているという。これに対してソロン (*Solon*) [古代アテナイの法律家・詩人] を好ましく思っている。ソロンは「言葉による規律を、話す代わりに歌わせた (*die Ordnung der Worte zu Gesang statt Rede setzte*)」²³⁾。すなわち、「語り得ないことについては歌わなければならない」²⁴⁾。つまり、「法の言葉を詩の形にす

16) *Marie Theres Fögen*, *Das Lied vom Gesetz*, 2007.

17) *Fögen* (注16), S. 10.

18) *Fögen* (注16), S. 54.

19) *Fögen* (注16), S. 55.

20) *Fögen* (注16), S. 9.

21) *Fögen* (注16), S. 88.

22) *Fögen* (注16), S. 92.

23) *Fögen* (注16), S. 117.

24) *Mladen Dolar*, *His Master's Voice. Eine Theorie der Stimme*, 2007, S.45; *Fögen*

る」ことや「法を歌う」ことに思い入れがあったのである²⁵⁾。法と結びついた「リズムと音楽を保つこと」²⁶⁾は、「人間に本来的に備わっている可能性」を可視化する²⁷⁾。韻律を持った構造 (die metrische Struktur) のこのような「魔法の力」は、「正しい規律 (gute Ordnung)」²⁸⁾を記号化した、「『言葉 (Worte)』の媒体に」²⁹⁾かき消されて声を失うことなく。リズムと音楽だけが「法という金の仔牛の周りを狂気からられてぐるぐる回することを止めさせることができる」³⁰⁾。マリー・テレーズ・フェーゲン³¹⁾は、パウル・ツェランで結んでいる。

「さらに歌が歌われる (Es sind noch Lieder zu singen)

人の世の向こうで (jenseits der Menschen)」³²⁾

II 基本的状況 (Grundlagen)

“音楽の抗いがたい力 (die ungeheure Gewalt der Musik)” (Johann Wolfgang von Goethe) (1749–1832)³³⁾

ここで取り上げているテーマに関する法比較の基本的状況は、レナーテ・ノイマン (Renate Neumann) が彼女の論文「法と音楽」³⁴⁾によって成

(注16), S. 120.

25) *Fögen* (注16), S. 122.

26) *Fögen* (注16), S. 125.

27) *Fögen* (注16), S. 124.

28) *Fögen* (注16), S. 127.

29) *Fögen* (注16), S. 130.

30) *Fögen* (注16), S. 131f.

31) *Fögen* (注16), S. 132.

32) *Celan* (注1), S. 26.

33) 参照されるのは, *Norbert Miller*, „Die ungeheuerere Gewalt der Musik“. Goethe und seine Komponisten, 2009.

34) *Neumann* (注2), S. 179.

した。音楽家であり法律家でもあるロベルト・シューマン (*Robert Schumann*) (1810–1856) から始まって、ノイマンは、未開民族 (*Naturvölker*) の持つ規律観念のために音楽が果たす役割について、「すべて経験から成る世界 (*ganzheitliche Erlebniswelt*)」³⁵⁾の一部を成すとして述べている。古代の高度文明を経てノイマンの叙述は、ユダヤ教の「歌う法の朗誦」へと到達する³⁶⁾。そこからさらに、中世の最盛期の——数学的学問を伴った——四学科である算術、幾何学、天文学、音楽へと行き着く。音楽は当時、数学的学問であった³⁷⁾ (「音楽は算術としての科目である (*musica est disciplina, quae de numeris loquitur*)」³⁸⁾。重要な位置を占めていたのは、数学的な数の法則性であった。教養学としての音楽 (*ars musica*) はそのなかでもさらに主導的な位置にあった³⁹⁾。中世の法律家は誰もがまずもってこれらの科目を学んだ⁴⁰⁾。数学的な法則性 (*mos mathematicorum*) とリズムカルな音楽的な言葉は互いに通じ合う。

独自の基礎に立ってこの考えに行き着いたのは、さらには、ジャック・アーサー・ヒラー (*Jack Arthur Hiller*) (1929–2009)⁴¹⁾であった。彼は本稿のための一押しを加えた。東アフリカにおいて彼は現場で英語からスワヒリ語への変遷を体験した。不変の法のテキストが突然に、別な様に解釈

35) *Neumann* (注2), S. 182.

36) *Neumann* (注2), S. 183.

37) 算術、幾何学、天文学のほかに (中世の大学の教養学科), *Rolf Dammann*, *Die Florentiner Domweihmotette Dufays (1436)*, in: Wolfgang Braunfels, *Der Dom von Florenz*, o. J., S. 71, 77f.; *Eberhard Knobloch*, *Musik*, in: *Maß, Zahl und Gewicht. Mathematik als Schlüssel zu Weltverständnis und Weltbeherrschung*, 1989, S. 243.

38) *Cassiodor* (487–583). これについては, *Walter Blankenburg/Willem Elders*, *Zahlensymbolik*, in: *Die Musik in Geschichte und Gegenwart* 16 (1979), 1971, 1973.

39) *Neumann* (Fn.2), S. 189.

40) *Neumann* (Fn.2), S. 189.

41) 参照されるのは, *Bernhard Großfeld*, *Comparative Law as a Comprehensive Approach: A European Tribute to Professor Jack A. Hiller*, *Richmond J. Global L. & Bus.*1 (2000), 1.

され、かつ適用された⁴²⁾。このことにより、彼は、法比較の記号学 (rechtsvergleichende Zeichenkunde)⁴³⁾——さまざまな文字⁴⁴⁾やさまざまな数字⁴⁵⁾を顧慮するための——を経て、法を芸術家の観点から見る見方 (künstlerische Sicht des Rechts) へと到達し、さらにそれにより (法学兼神学者であるマルティン・ルターの教会歌曲 (Kirchenlieder) を経て) 音楽へと行き着いたのである。

「偉大な法律家は、私の思うに、偉大な画家、偉大な陶芸家、偉大な作曲家、偉大な詩人、そして他の偉大な芸術家の特性を豊かに備えている。」⁴⁶⁾

この見方が我々の共通の命題である「音楽と法」へ入り込んだのである⁴⁷⁾。

III 共鳴 (Anklänge)

「言葉より多くを語るのが詩である」⁴⁸⁾

「私の全人生は、詩 (Poesie) と散文 (Prosa) ——または音楽と法と言い得る——

42) *Jack A. Hiller*, *Language, Law, Sports and Culture*, 12 *Valpar. U. L. Rev.* 12 (1978), 433.

43) 参照されるのは、*Bernhard Großfeld/Jack A. Hiller*, *Comparative Legal Semiotics and the Divided Mind: Are We Producing Half-Brained Lawyers?*, *Am. J. Comp. L.* 50 (2002), 175.

44) *Jack A. Hiller*, *Law, Language, Creativity and the Divided Brain: Are We Producing Half-Brained Lawyers?*, in: *FS für Bernhard Großfeld*, 1999, S. 365.

45) 参照されるのは、*Bernhard Großfeld*, *Comparative Legal Semiotics: Numbers in Law*, in: *Großfeld/Luttermann/Schulze/Sandrock (Hrsg.), Rechtsvergleichung als zukunftssträchtige Aufgabe*, 2004, S. 37.

46) *Hiller* (注44), S. 366.

47) *Großfeld/Hiller* (Fn. 2), *Int'l Law.* 42 (2008), 1147. ヒラー (*Hiller*) の法学・神学上の背景については、*Johannes Heckel*, *Lex Charitatis*, 2010を見よ。

48) *Diethard Zils*, *Kommt herbei, singt dem Herren, Gotteslob Nr. 270*.

との20年来の戦いであった。」⁴⁹⁾

言語 (Sprache), 文字 (Schrift), そして数 (Zahl) を通じてさまよう際に我々が感じるのは、常に、音楽を思わせることである⁵⁰⁾。このことは驚くことではない。人間は、視聴覚の資質を備えている。我々は観るときに同時に聴くならば別な様に見えるし、聴くときに観るならば別な様に聞こえるのである。両者の知覚を加えるだけではなく、交互にかわるがわる変えるのである。すなわち、「口唇を聴き、声を観る」(マガーク (Mc-Gurk 効果)⁵¹⁾。同時に聴いて観るのである⁵²⁾。またリズムカルに結ばれた言葉は、良い規律を成す。詩学から音楽まではそのようにほんの小さな歩みにすぎない⁵³⁾。おそらくそのため、ノヴァーリス (Novalis) (1772–1801) は、「魂の音響的性質 (akustische Natur der Seele)」⁵⁴⁾について述べて、こう考えたのである。「人は作曲するように著述しなければならない。」⁵⁵⁾と。彼にとって言葉は「魂と魂の音楽的關係」⁵⁶⁾に合わせて調律さ

49) ロベルト・シューマン (Robert Schumann) から彼の母に宛てた1830年7月30日付けの手紙, *Eugen Wohlhaupter*, Musik und Jus: Eine Studie zu A. J. Thibaut und Robert Schumann, Neue Heidelberger Jahrbücher 1941, S. 76にて引用されている。

50) *Hans Kayser*, *Akroáis, Die Lehre von der Harmonie der Welt*, 5. Aufl., 1989をも見よ。

51) *Reinhart Meyer-Kalkus*, *Stimme und Sprechkünste im 20. Jahrhundert*, 2001.

52) 参照されるのは, *Oliver Sacks*, *Musicophilia: Tales of Music and the Brain*, 2007.

53) 参照されるのは, *Wilhelm Ehmann*, *Der Thibaut-Behagel-Kreis*, AfMf 3 (1938), 428 および 4 (1939), 21; *Joachim Draheim*, *Robert Schumann in Heidelberg*, in: *Kurpfälzisches Museum der Stadt Heidelberg* (Hrsg.), *Musik in Heidelberg 1777–1885*, 1985, S.144; *Bodo Bischoff*, *Monument für Beethoven*, 1994, S. 87; *ders.*, *Das Bach-Bild Robert Schumanns*, in: *Michael Heinemann/Hans-Joachim Hinrichsen* (Hrsg.), *Bach und die Nachwelt*, 2 Bde., 1997.

54) *Neue Fragmente* Nr. 443, aus: *Novalis*, *Welke und Briefe*, o. J., S. 497.

55) *Neue Fragmente* Nr. 463, aus: *Novalis*, *Werke und Briefe* (注54), S. 501.

56) *Neue Fragmente* Nr. 410, aus: *Novalis*, *Welke und Briefe* (注54), S. 491.

れるものである。

IV 規律の範 (Ordnungsmuster)⁵⁷⁾

「法規のもっとも正しくもっとも美しい形は、歌っている (singing) 規則、それ
もはっきりした目的と理由とを伴っているものである。」⁵⁸⁾

音楽は、「神々の規律を写しとったもの (*Abbild göttlicher Ordnung*)」⁵⁹⁾
としてしばしばあらわれる。音楽に反映されているのは、宇宙的な規律の
法 (*ein kosmisches Ordnungsgesetz*) であり、これを音楽家であり法律
家でもあるイゴール・ストラヴィンスキー (*Igor Strawinsky*) (1882–1971)
は次のように見た。

「音楽という現象は、我々に唯一の目的のために与えられたものである。物
事の中に規律を作ること、わけてもとくに人間と時間との間に規律を設ける
という目的のために。」⁶⁰⁾

マリー・フォン・エプナー＝エッセンバッハ (*Marie von Ebner-
Eschenbach*) (1830–1916) は歌の効果を次のようにまとめている。

「小さな歌よ、どのようなものであっても (*Ein kleines Lied, wie geh't nur an*)
大いに愛しく感じられる (*Das man so lieb haben kann*)
何がそこにあるのか、語っておくれ (*Was liegt darin? Erzähle!*)

57) 参照されるのは、*Fögen* (注16); *Häberle* (注2)。

58) *Karl Llewellyn*, *On the Good, the True, the Beautiful*, *In Law*, 9 *U. Chi. L. Rev.* 224, 250 (1942). 参照されるのは *Friedrich Kittler*, *Musik und Mathematik*, 2009.

59) *Hans Möller*, *Die Musik als Abbild göttlicher Ordnung*, in: *Helga de la Motte - Haber* (Hrsg.), *Musik und Religion*, 1995, S.33. 参照されるのは, *Sebastian Leikert*, *Die Funktion der Musik im Ritus*, *Musik und Ästhetik* 14 (2010), 44.

60) 引用は *Neumann* (注2), S. 187に示すところによる。

そこにあるのは、わずかな響き (Es liegt darin ein wenig Klang)
わずかな調べ, そして歌唱 (Ein wenig Wohllaut und Gesang)
そして魂のすべて (Und eine ganze Seele)⁶¹⁾

V 法の音楽

「語り得ないものについては、歌うことはできる」⁶²⁾

響きとリズムの圧倒的な力についての学識を、我々は法において広く失ってしまった。しかし音楽が法に影響を及ぼしていることは自ずと分かる。このことを我々に想起させるのは例えば、法的な「太鼓の響き (Trommelgesänge)」すなわちグリーンランドのエスキモーが社会的な平和を取り戻すための手段として用いているものである⁶³⁾。

ノヴァーリスは、「音楽的な比例の中に [……] まさに自然界の基本的な比例 (musikarischen Verhältnissen...recht eigentlich die Grundverhältnisse der Natur)」⁶⁴⁾を見出した。このような感覚に向かわせるのが、音楽のなかにしばしば見つけられる数の記号表現 (Zahlensymbolik) である⁶⁵⁾。アーロン・R・S・ローレンス (Aaron R.S. Lorenz) は「音楽におけ

61) 引用は *Neumann* (注2), S. 195に示すところによる。

62) *Dolar* (注24), S. 45.

63) この点について詳しくは *Wolfgang Suppan*, *Der musizierende Mensch. Eine Anthropologie der Musik*, 1984, S. 87–101 (“Musik und Recht”). 包括的には *ders.*, *Rechtsgeschichte im Volkslied - Rechtsgeschehen um das Volkslied*, in: FS für Berthold Sutter, 1983, S. 353. さらに *Ernst Emsheimer*, *Singing Contests in Central Asia*, in: *ders.*, *Studia ethnomusicologia eurasiatica*, 1964, S. 86.

64) *Neue Fragmente Nr. 440*, aus: *Novalis, Werke und Briefe* (注54), S. 497.

65) *Klaus Wolfgang Niemöller*, *Die Zahlensymbolik der christlichen Tradition in der Musik*, in: Winfried Böning (Hrsg.), *Musik im Raum der Kirche*, 2007, S. 66; *Herta Kluge-Kahn*, *Johann Sebastian Bach. Die verschlüsselten theologischen Aussagen in seinem Spätwerk*, 1985; *Gerd Beusker*, *Monteverdi. Die Renaissance und die Toccata zum L'Orfeo*.

る法の基本枠組 (*constitution of law in music*)^[66]について述べている。知られているのは、ハイデルベルクの法学者であるアントン・フリードリヒ・ユストゥス・ティバウト (*Anton Friedrich Justus Thibaut*) (1772–1840) が、当時法学生であったロベルト・シューマン (1810–1856) に刻みつけた影響である。シューマンはティバウトを「命から、精神があふれんばかりに湧き出している (einen Menschen, der „von Leben, Geist überfließt“)^[67]人間であるとし、彼のことを「輝かしい神々しい人 (ein herrlicher, göttlicher Mann)^[68]と述べている。英国の詩人法律家であるジョン・デイビス (*John Davis*) (1569–1626) は、彼の詩である「オーケストラ、あるいは舞踊の古さと素晴らしさを表現したポエム (*Orchestra; or, A Poem Expressing the Antiquity and Excellency of Dancing*)^[69]の中で、このこと [音楽の影響] を讃えている。

„So Music to her own sweet tunes doth trip,
With tricks of three, five, eight, fifteen, and more;
So doth the art of numbering seem to skip
From even to odd, in her proportion'd score.
so do those skills, whose quick eyes do explore
The just dimension both of Earth and Heaven,
In all their rules observe a measure even“.

「音楽はその甘い旋律へ軽快にやってくる

3, 5, 8, 15…といった妙技で

66) Aaron R. S. Lorenz, *Lyrics and the Law, The Constitution of Law in Music*, 2007.

67) 母に宛てた手紙, *Draheim* (注53), S. 152に従って引用。

68) 母に宛てた手紙, *Draheim* (注53), S. 163に従って引用。

69) 1596, Samuel Johnson/Alexander Chalmers (Hrsg.), *The Works of the English Poets, From Chaucer to Cowper*, 1810の中に復刻。

その番号付けは弾むようだ
偶数から奇数まで、割り付けられた楽譜の中に
そうした技巧で、機敏な目が探すのは
地上と天国の双方の次元
それらの次元のルールすべてに、規律なるものが等しくみられる」

VI ユダヤ法

「人間の歴史は、その歌の中に見出される」(Goerge Jellinek)

「私はあなたに歌い、そして奏でよう」⁷⁰⁾

音楽の生き続ける法的な力は、今日もなおユダヤ法の中に現れている。ここで我々がシナゴークの中で出会うのが、「シュプレヒゲザング (*Sprechgesang*) (語るように歌う歌唱方法)」による「歌いながら法典を朗誦すること (*singende Gesetzesrezitation*)」である⁷¹⁾。聖歌隊長が中央に立ち、法(トーラー(Torah) = 律法)を、死んだ活字によって再現するのではなく、生きた神の戒律として現出させるのである⁷²⁾。さらに重要なのは、歌唱の際に、書かれたテキストでは省かれている母音(Vokale)を表わすことであろう。歌なくば法の知識も得られないのである!⁷³⁾歌唱が意味を創る。母音は、テキストの「精神」であり、それがあって初めてテキストが「生きている」ものとなる⁷⁴⁾。それゆえに伝統的な見解によれば、いかなる楽器も鳴らしてはならない。音楽はそのようにトーラーの規範に相応する「万物の理法 (*Schöpfungsordnung*)」⁷⁵⁾の一部として内容豊

70) Ps. 57:8.

71) Neumann (注2), S. 183 f.

72) Neumann (注2), S. 164.

73) 参照されるのは, Bernhard Großfeld, Schriftgestalt und Ordnungsdenken. Zur Rolle der Schriftart in der Rechtsvergleichung, ZfRvgl.1994, 1.

74) 参照されるのは, 2 Kor. 3:6.

75) 参照されるのは, Ulrich Zurkuhlen, Tohuwabohu, Gottes Schöpfungsordnung

かな意を含んでいる。

なお重要なこととして、母音を書き表して固着することをわざとせず、さらに（礼拝のテキストの中で）禁じているのは、日々の細やかさに対する柔軟性を「永遠の法」に与えるためである。書くことと音楽は、互いに置き換わる関係にあり、永遠性 (Ewigkeit) と日常性 (Täglichkeit) は、生活に合わせて (lebensgerecht) 互いに結合している。

シナゴークの聖歌隊長は、そのように語り歌いながら、法の「本文 (= 精神)」を仲立ちする。彼の声がテキストのうまみを味わい尽くす。音楽はそれを妨げてはならない、それにより「神の賛歌が、冷たいパイプオルガンの音管から発せられるよりも、温かな人間の胸から、より敬虔の意をもって立ち上る」⁷⁶⁾。歌うことは、母音の照度 (Leuchtkraft) を上げ、声は、母音のもつ魔法をいかんなく発揮させる。そのようにして、そこでは、あらゆる文字にかかわらず、「声が決め手 (Stimme bestimmt)」⁷⁷⁾、耳が「心への道 (der Weg zum Herzen)」⁷⁸⁾となっている。

レナーテ・ノイマン⁷⁹⁾は、深い感情的効果を次の引用によって物語っている。

「私が常に思うのは、旧約聖書の中の文句『はじめに言葉あり』は文字どおりそうだったのだろうか、さらに、この言葉は歌われた文句であったにちがいない、ということだ。聖書が万物の歴史全体を我々に伝えるのは、言葉（による）だけではなく、言葉の創造行為として伝えているのである。考えられるだろうか、神が『光あれ』と、そのように簡単に自ら言ったのだと、まるでコーヒーを頼むように？ もともとの言葉においてさえ、イエヒー、オーと述べたのか。私は常に空想する。神は、イエヒーーーオーオーオーと、

überwindet das Chaos, Kirche und Leben, 10. 1. 2010, S. 3.

76) *Heinrich Heine*, Der Barbier von Bacharach, Werke Bd.2, 1968, S. 613, 638.

77) *Bernhard Borgeest*, Die Macht der Stimme, Focus Nr.1/2010, S. 52, 54.

78) *Borgeest* (注77), S. 59.

79) *Neumann* (注2), S. 193.

二つの燃え立つ言葉を歌ったにちがいないのだと。』⁸⁰⁾

真実は美しさとして現れる⁸¹⁾。このことは〔旧約〕聖書の中の詩 (Psalm) の中にも感じ取られる⁸²⁾。

「あなたの歌声が私には賛歌となった (Zum Lobgesang wurden mir Deine Gesänge) / 私の巡礼の宿では (Im Haus meiner Pilgerschaft)」

このような〔旧約聖書の〕詩では、さらに、アルファベットの並び順が、詩の登載の順序にふまえられている。

VII オーストラリア人⁸³⁾

「詩は、とりわけ、その根源を歌と舞踊に見出す」⁸⁴⁾

「遺（のこ）るものは、しかし、詩人がもたらす」⁸⁵⁾

1. 大地の歌

音楽と歌唱が現代の法に与えている効果を、我々に示すのはとくに、中央オーストラリアにおける現代の土地法 (Bodenrecht) である⁸⁶⁾。中心

80) *Leonard Bernstein*, Musik - die offene Frage, 2. Aufl., 1979, S. 24.

81) *Leonard Bernstein*, Erkenntnisse. Beobachtungen aus fünfzig Jahren, 1983, S. 237.

82) Ps.119:54.

83) *Bernhard Großfeld/Josef Hoeltzenbein*, Poetic Legal Dreams: Cross-Cultural Pioneers, Am. J. Comp. L. 55 (2007), 47; *dies.*, Geo-Songs: Modern Land Rights, Rechtstheorie 37 (2007), 443; *Großfeld* (注15). 参照されるのは, *Georg Kaneta*, Als Aktionäre noch Abenteurer waren, 2009. 一般的背景については, *Mark. D. Cole*, Das Selbstbestimmungsrecht indigener Völker, 2009, S. 362. を参照。

84) *Rita Dove/Fred Viebahn*, Introduction, Ploughshares Fall 1971, 1.

85) *Friedrich Hölderlin*, 1770–1843, Andenken.

86) *Großfeld* (注15).

的なのは、オーストラリアの原住民（『アボリジニ』）の伝統的な規律歌唱である⁸⁷⁾。「大地の歌 (*geo-songs*)」といわれるそれらの歌唱は、歌われる土地登記簿 (*Grundbücher*) なのである。まったくさまざまな言語において、これらの歌は、約260の部族の間の境界を定めている。

「一連の歌は、それぞれの場所において祖先がドリームタイム [天地創造の時] をなしたことを記している。そして、アボリジニの権利主張者は、場所ごとに、彼らの記憶を補助するものとして歌を用いている。」⁸⁸⁾

テオドア・ゲオルグ・ハインリッヒ・ストレーロー (*Theodor Georg Heinrich Strehlow*)⁸⁹⁾ は、これらの歌を、驚くべき本「中央オーストラリアの歌」⁹⁰⁾の中で我々に紹介している。彼が言及するのは、「伝統的な説話形式の歌であり、それらは伝統的なリズムミクナ旋律に従って吟唱される。」我々は書き物のない文化に出会う。書き物に代わり、絵や口述や「話す (*das Sagen*)」儀式をもつ文化に⁹¹⁾。

原住民は、自然の現象物の上に、精神的な景観という網を投げかけている⁹²⁾。彼らは一部4万年になる古い歌によって規律しており、伝説上の——「母なる大地の規律を誕生させるために歌った」——先祖達を心に銘記している。子孫達は、一字一音符も変えることなく歌い、歌唱をディジ

87) 参照されるのは、*Richard A. Watermann*, *Music in Australian Aboriginal Songs in Culture: Some Sociological and Psychological Applications*, 1956, S. 40.

88) *Grace Koch*, *Peoples of the Northwest and Aboriginal Songs in Land Claims*, in: *John Whiteoak/ Aline Scott-Maxwell* (Hrsg.), *Currency Companion to Music and Dance in Australia*, 2003, S. 20.

89) *Barry Hill*, *Broken Song*, 2003を見よ。

90) 1971. 周辺については、*Sam D. Gill*, *Storytracking*, 1998, S. 121, 167.

91) 参照されるのは、*Peter Brooks*, *Narrative Transactions - Does the Law Need a Narratology*, *Yale J. Law & Human.* 18 (2006), 155.

92) *Volker Mehnert*, *Das Land der sechs Jahreszeiten*, *FAZ* v. 13. 10. 2005, Nr. 238, S. R 5; *Josephine Flood*, *The Archeology of the Dreamtime*, 1989.

ユリドー (*didgeridoo*) [ブンブン鳴る木] で伴奏する。歌は「リインカネーション (魂の再生)」によって新たな創造を成させる (創造主に新しい歌を歌って聴かせる)⁹³⁾。トーテム [崇拜される象徴物] としての地 (*Totem Orte*) に結びつけられた歌は、「歌で讃えられた景観 (*besungene Landschaften*)」を創る。それらの景観は、音楽的な巡礼の道 (歌の道 *song-lines*) によってつながっている。

「歌が連なって記述しているのは、それぞれの場所における祖先のドリームタイム (天地創造) の活動であり、アボリジニの権利主張者は、彼らを場所から場所へと案内するニーモニック (*mnemonic*) (記憶補助) としての歌を用いる。」⁹⁴⁾

1992年の新たな所有権の定めにより、裁判所は、これらの歌唱を、部族の境界を画定するための法源として認めている⁹⁵⁾。この「歌われる土地登記簿」(「権原証書 *title deeds*」) は、つまり、紙や樹皮に記録されているのではなく、むしろそのつどの「信託者」の記憶の中に太古の「規範 (*Normen*)」⁹⁶⁾として記録されているのである。こうした規範は地理的な規律および道徳的な規律の原型である！ 中央オーストラリアでほんのわずかな

93) Ps 98:1.

94) Koch (注88), S. 25.

95) Koch (注88), S. 25. ニュージーランドにおける並行的展開については, *Ulf Tiemann, Rechte der Ureinwohner Neuseelands aus dem Vertrag von Waitangi*, 1999.

96) *Linda Barwick/Allan Marett, Aboriginal Traditions*, in: John Whiteoak/Aline Scott-Maxwell (Hrsg.), *Currency Companion to Music and Dance in Australia*, 2003, S. 26. 手続と証明調べに関する詳細が *Ward and others v. State of Western Australia and others*, 159 Australian L. Rep. 483 (Federal Ct of Australia, 1998) にある。さらなる文化的背景 (アボリジニー族出身の子供達の強制的な再教育) については, *Cubillo v. Commonwealth of Australia*, 174 Australian L. Rep. 97 (Federal Ct of Australia, 2000) を参照。

日数でも過ごせば、土地の名前と入口のバリケードに際して、そのような規範の力を感じられる。

2. 不文性

アボリジニがまったく文字を知らないことを意識におくとき、このような歌唱の文化的地位が明らかになる。彼らは自分達の法を、紙の上ではなく「心と魂のなかに持つ」ことを誇りとする⁹⁷⁾。これに相応して、数と時間の規則もまた乏しい。社会的な長期記憶と暗唱の芸術がその分著しい。ここでも我々は文字と音楽との相互関係に出会う。

3. パイオニア

草分けの仕事を行ったのは、(ツェレ (Celle) の北にある) ヘルマンズブルガー (Hermannsburg) 代表部のルター派の宣教師であるカール・ストレーロー (Carl Strehlow) (1871-1922) であり、彼の息子であるテオドア・ストレーロー (1908-1978) 教授である。彼らはアボリジニの歌唱と儀式とが人類学的骨董以上のものであるという認識のために、道を切り拓いた。オーストラリア北部のアリス・スプリングスにあるストレーロー研究センターは、これらのパイオニアと彼らの家族に関する記憶を色褪せさせないでいる。

(a) カール・フリードリヒ・テオドア・ストレーロー (Carl Friedrich Theodor Strehlow)

カール・ストレーローと彼の妻フリーダ (Frieda) (旧姓 Keyser) (1875-1957) は、彼らの6人の子供達を伴って、新しい法の発展の端緒に立っている。彼は原住民の言葉を話し、かつ同じ目の高さで彼らと出会った。彼らの文化は彼を魅了した。彼が見抜いたのは、宗教的な儀式における歌唱が「たんなる音の集積以上のものであり翻訳できない」ものである、とい

97) *Großfeld* (注15), S.11.

うことであった。彼の5冊の主要業績である「中央オーストラリアにおけるアランダ (*Aranda*) 族とロリーチャ (*Loritya*) 族」は、1907年から1922年にかけてフランクフルト・アム・マインで7分冊にて刊行された。この著作が報じているのは、部族の歌唱、神話、口上、民話である。

(b) テオドア・ゲオルグ・ハインリッヒ・ストレーロー

打開を達成したのは、彼の最年少の子であるテオドアであった。ドイツ語とアランダ族の言葉が彼の母語であり、アランダ族の子供達が彼の遊び仲間であった。彼の父とは違って、彼は多くの儀式や典礼に参加した。彼の主要業績である「中央オーストラリアの歌」(1971)はオーストラリアの古典の一つである。この本は歌の歌詞のみならず、その音楽的・リズム的構造をも包括している。最初にあるのは「アボリジニから見た土地の」景観であり、メロディー、リズム、舞踊が言葉よりも重要である。歌唱が、部族の領域を定義しているのであって、全オーストラリアがこれにより「カード化される (*verkartet*)」。

法の発展にとって決定的であるのは、テオドア・ストレーローがそれぞれの歌を一つの特定の地に割り当て、それらを「地域化 (*verortet*)」できたことである。すなわち、こうした歌われる詩 (*Lied-Gedichte*) は、歌い手と聴き手とを、一つに名指しされ、それと理解される場所に所在させるのである。

4. 現代の土地法 (*Modernes Landrecht*)

二人のバイオニアによる突出した業績が裏づけられたのは1992年である。オーストラリアの最高裁判所が、マボ (*Mabo*) 判決⁹⁸⁾を下した。最高裁は、原住民の自律的な土地の権利を承認し、かかる権利について歌唱

98) *Mabo and others v. The State of Queensland* [Nr.2], (1992)175 Commonwealth L. Rep. 1. これについては *Lutz Münnich*, *Landrechte der Ureinwohner Australiens*, 1996を見よ。

と土地との間の結びつきに関連づけた。歌唱は今日では法源として認められている。MTC (マギー) クローニン⁹⁹⁾は「既に上述した」次の詩でこうした発展をとらえている。

「書き表された法の母体は／血に染まったテキストの法／テキストを語るあなたの口は骨でいっぱいだ／あなたの口はむき出しの骨だ／わたしたちが自分たちの中で保持したいもの／わたしたちが自分たちの中で伝えたいもの／すべて時というものは集まりのように見える／そしてそれは美の希求から離れることは決してない」¹⁰⁰⁾

VIII アメリカ合衆国¹⁰¹⁾

「法は物を見る一方の道。詩は他方の道。しかし物を見に出かけていく旅路であるのは双方とも同じだ。」¹⁰²⁾

1. オーストラリアの原住民の聖書的な伝統 (biblische Tradition) からアメリカ合衆国までは、一見すると、非常に遠く隔たりがあるように思われる。我々がアメリカで出会う法は、我々の観念によればまったく書き記された (verschriftet) ものであり¹⁰³⁾、それは「聖書に書かれてあることだけ (sola scriptura)」¹⁰⁴⁾という清教徒の伝統 (puritanische Tradition) に適っている。法は、「音楽のない歌 [詞] (songs without music)」として通

99) 参照されるのは、MTC Cronin, *Squeezing Desire Through a Sieve*, 2009.

100) Großfeld (注15), S. 55 f. に従って引用。

101) Großfeld/Hiller (注2), *Int'l Law* 42 (2008), 1147.

102) Archibald MacLeish, *Apologia*, *Harv. L. Rev.* 85 (1972), 1505, 1510.

103) Bernhard Großfeld/Hansjoerg Hepppe, *The 2008 Bankruptcy of Literacy - A Legal Analysis of the Subprime Mortgage Fiasco*, *Law & Bus. Rev. Am.* 15 (2009), 713.

104) Bernhard Großfeld, *Rechtsvergleichung*, 2001, S. 40.

用していた¹⁰⁵⁾。今日このことはより批判的に見られている¹⁰⁶⁾。法の音楽的な「見方 (*Sicht*)」が現れるのは、立法者が作曲家と比べられ¹⁰⁷⁾、法と音楽が隣り合わせに並べられる¹⁰⁸⁾ときである。音楽的な引用が判決文に入り込むことが増えている。幾名かの歌手は、「法律家のキャリア」を経験している¹⁰⁹⁾。

このことがダニエル・J・コーンステイン (*Daniel J. Kornstein*) をして、彼の著書「法の音楽」¹¹⁰⁾を書かしめた。彼はこの著書の中で、法をヨハネス・ケプラー (*Johannes Kepler*) (1571-1630) による「天球の音楽 (*Sphärenmusik*)」と比較している。

「混乱が高まっているのは、我々の生活のあらゆる箇所にまで行き届いている諸々の法が、また、技術革新や変革された社会政策によって必要となった諸々の法が、その数と複雑さを増大させているためである。そして、諸々の法の間には、明らかな不協和音があるにもかかわらず、そこにはミステリアスなハーモニー、リズム、連関がある。」

彼は、音楽をもって「新しい感受性 (*new sensitivity*)」と「創造的な単純さ (*creative simplicity*)」に興味を喚起している。我々は、人間の普遍性 (*menschliche Universalien*) を発見するであろう、そうした普遍性もまた我々自身の法をより良く理解するのを助ける。

105) *Desmond Manderson*, *Songs without Music - Aesthetic Dimensions of Law and Justice*, 2000.

106) *Dove/Viebahn* (注84), S. 1

107) *Jerome Frank*, *Words and Music: Some Remarks on Statutory Interpretation*, *Colum. L. Rev.* 47 (1947), 1259. インド人の音楽的な法文化については、*Herbert Joseph Spinden*, *Songs of the Tewa*, 2. Aufl., 1993. を見よ。

108) *Sanford Levison/J. M. Balkin*, *Law, Music, and Other Performing Arts*, *Pa. L. Rev.* 139 (1991), 1597. ドイツについて参照されるのは、*Günther Hirsch*, *Zwischenrufe*, *ZRP* 2006, 16.

109) *Großfeld/Hiller* (注2), *Int'l Law.* 42 (2008), 1147, 1165.

2. 背景

「音楽と法」というテーマにアメリカで出会うことに、我々は驚くだろう。かかるテーマはアメリカでは「法と詩学 (*law and poetry*) — 出会い (*Bewegung*)」¹¹¹⁾の後に続くものとして成立した。インターネットに目をやれば、多くの「現代の法律家の詩人 (*Contemporary Lawyer Poets*)」¹¹²⁾がいることがわかる。しかし、音楽への道はもっと深い背景を持つ。コモンローを歌った偉大な商法学者カール・ルウェリン (*Karl Llewellyn*) (1893-1962) を想起せよ。

「来て集え、そしてコモンローに合わせて歌え、その葉や種が我々なのだ。我々が他愛ないおしゃべりあるいは顧問業を、法廷から遠ざかっているところで生業としていようとも。(Come gather and sing to the Common Law whose leaf and seed we are, Whether we live by the wagging jaw or counsel, miles from the Bar)」¹¹³⁾

さらに印象深いのは、偉大な詩人-法律家のウォーレス・ステイーブンス (*Wallace Stevens*) (1879-1955) による、彼の「キィ・ウエストでの秩序の観念 (*The Idea of Order at Key West*)」の中の言述である。

*„She was the single artificer of the world
In which she sang. And when she sang, the sea,
Whatever self it had, became the self
That was her song, for she was the maker. Then we,*

110) *Daniel J. Kornstein*, *The Music of the Laws*, 1982.

111) 参照されるのは、*Bernhard Großfeld/Edward Eberle*, *Law and Poetry*, *Roger Williams L. Rev.* 11 (2006), 353.

112) さらになる証明が *Bernhard Großfeld*, *Rechtspoetik*, in: *FS Malte Schindhelm*, 2009, S. 261, 275にある。

113) *Karl Llewellyn*, *The Common Law Tradition*, 1960, S. 399.

*As we beheld her striding there alone,
Knew that there never was a world for her
Except the one she sang and, singing, made“.*

「彼女は世界の唯一の創造主だった
彼女が歌った世界では。そして彼女が歌ったとき、海は
かつてそれが何であっても、海自身になった。
それが彼女の歌、彼女が創造主たるゆえんだった。そこで我々は
その地だけを彼女がまたいで行ったのを見たとき、
知ったのだ、その地が彼女にとっての世界ではないことを。
彼女が歌ったものと歌いながら創ったものを除いて。」¹¹⁴⁾

3. 裁判実務¹¹⁵⁾

これらの先述した事柄に相応して、アメリカの裁判所はしばしば音楽的な比喩表現を用いている。そのような傾向はこの間に最高裁判所に到達した。最高裁判所は次の言葉で始めている；「不協和音はその音楽自体への不賛成を隠している可能性がある (*Discordance can mask disapproval of the music itself*)。」¹¹⁶⁾ 裁判長官のロバーツ (*Roberts*) は、最近、彼の反対意見 (*Dissent*) の中で、歌手のボブ・ディラン (*Bob Dylan*) を、「転がる石のように (*Like a Rolling Stones*)」から、次のように引用している。すなわち、「何も持たなければ失う物も無い (*When you get nothing, you got nothing to lose*)」と¹¹⁷⁾。彼はそうすることで、彼の前任者レンキスト (*Rehnquist*) の例に倣った。レンキストは——同じく反対意見の中で——ギルバート&サリバン (*Gilbert and Sullivan*) のオペラ「ロランシ (*Jolan-*

114) *Wallace Stevens, The Idea of Order at Key West, in: Collected Poems of Wallace Stevens, 1954, S.128 f.*

115) 詳細は *Großfeld/Hiller* (注2), *Int'l Law.42* (2008), 1147.

116) *Ward v. Rock Against Racism*, 491 U.S. 781, 810 (1998).

117) *Sprint Communications Co. v. APCC Services, Inc.* 128 S. Ct. 2531, 2550 (2008).

the)」から、次のように引用した。

「法は真にあらゆるものを具現化したもの (The Law is the true embodiment)
 卓越したあらゆるものを (Of everything that's excellent)
 法は欠陥や瑕疵を持たない (It has no kind of fault or flaw)
 そして我こそは、閣下たちよ、法を具現する者なり (And I, My Lords, embody the Law)」¹¹⁸⁾

連邦裁判所は次のように続けている。

「この分野の法は、未完の交響曲 (The Law in this area is an unfinished symphony) である。」¹¹⁹⁾

「我々の曲のために冒頭の音色を響かせよう、それにはまずバック・グラウンドのリズムとなる諸々の事実を配置することだ、さらに、そのリズムに合わせて、かち合うメロディーを並べることができる (We sound the opening note for our composition by laying out the facts which form the background rhythms over which we can then lay out the conflicting melodies)。」¹²⁰⁾

4. 「ポップソング」(ポップス／歌謡曲)

「法の専門家を歌わせる歌詞を私は考慮する (I count the songs that make the legal profession sing)」¹²¹⁾

「法律家はロックを奏でられる (Lawyers can rock)」¹²²⁾

118) *Music, Richmond Newspapers, Inc. v. Commonwealth of Virginia*, 448 U.S.555, 605 (1980).

119) *Hennessy v. Goldsmith*, 929 F.2d 511, 516 Fn.2 (9th Cir.1991).

120) *Pollock v. FDCI*, 17 F. 3d 798, 799 (5th Cir. 1994).

121) *Alex B. Long*, *The Uses and Misuses of Popular Music Lyrics in Legal Writing*, Wash. & Lee L. Rev.64 (2007), 531, 546.

122) *Russel G. Pearce/Brian Danitz/Romelia S. Leach*, *Revitalizing the Lawyer-Poet: What Lawyers Can Learn from Rock and Roll*, *Widener L. J.* 14 (2005), 907.

コーンステインによって引用された、文書 (Schrift) の複雑性、インターネット、そして「教養の失墜 (*the bankruptcy of literacy*)」¹²³⁾による不快適さは、裁判所をして、人気歌謡曲のテキストを引用させることを増やした。裁判所はそうやっておそらく法を肯定する「雰囲気 (Stimmung)」を作ろうとし、さらに「平明な (einfach)」生き方への近道を指し示そうとしたのだろう。このことを我々はすでに、裁判長官のロバーツの (ボブ・ディランからの) 引用に見て取った——ロバーツは一つの趨勢を再現しただけなのだ。

たいてい引用されるポップソングの作者は、次の順序で挙げられる。すなわち、ボブ・ディラン、ビートルズ、ブルース・スプリングスティーン、そしてポール・サイモンである。

有名なのは、ボブ・ディランの「情景的な歌 (lyrical song)」のうち、有罪を言い渡された職業ボクサーのルービン・カーター (*Rubin Carter*) (リングネーム「ハリケーン (*Hurricane*)」) の物語をうたった「ハリケーン」(1976) である。

「ここに来たるは ハリケーンの物語
官憲に咎められることになった男
自分が決してやっていないことで。
彼は監獄に入れられた、しかしかつては
世界チャンピオンになれた

[…]

ルービンはいわれなく裁判された。
罪名は「一級」殺人罪 (murder “one”)
誰が証言したと思う
ベロー (*Bello*) とブラッドレイ (*Bradley*)、彼らは二人とも露骨にうそをついた

123) *Großfeld/Heppe* (注103), *Law & Bus. Rev. Am.*15 (2009), 713.

そして新聞、彼らはすべて尻馬に乗って進んだ
そんな男の人生がどうやって
幾らかの愚者達の掌中に握られるんだ？
明らかに彼は罪をでっちあげられた
生きているのを恥ずかしく思うよりほかはない
正義が一つのゲームである国で。

いまや犯人達は皆、自分のコートを着て自分のネクタイをしている
自由にマティーニも飲めるし太陽の昇るのも眺められる
ルービンは仏のように座っている、10フィートの房に
無実の男は生き地獄にいる。
これがハリケーンの物語、
だけど物語は終わらないのだ、彼らが彼の汚名をそそいで、
彼が盗られた時間を彼に返してやるまで。
彼は監獄に入れられた、しかし、かつては
世界チャンピオンになれた」¹²⁴⁾

ミヒャエル・エイキン (*Michael Eakin*) は彼の論文「弁護士がスプリングスティーンから学ぶことができるもの (*What an Advocate Can Learn from Springsteen*)」¹²⁵⁾の中で、スプリングスティーンの効果を次のように描写している。

「スプリングスティーンが話しかけているのは、ごく平均的な人物 (average person) である [...] 彼はその問題をほんのわずかな平易な言葉で組み立てる、そのことは実に彼の偉大な才能であり、我々が彼の歌を理解し、そして弁護士として彼の歌から何事かを学ぶことのできる理由である。」

124) これについては、*Edo Reents, Schlag oder Schlaganfall, FAZ v. 13. 1. 2009, Nr. 10, S. 34.*

125) *Pearce/Danitz/Leach* (注122), *Widener L. J. 14 (2005) 743, 745.*

IX ド イ ツ

「音楽的な比例は、まさに自然のもつ基本的な比例であるように私には思われる」
(*Novalis*) (1772-1801)

「耳にとっての一種の象徴記号 (Symbolik)」(*Johann W. von Goethe*) (1749-1832)¹²⁶⁾

ドイツでは、このテーマはこれまでほとんど実務に達していない¹²⁷⁾。
ペーター・ヘーベルレ (*Peter Häberle*) は、彼の著書『立憲国家の文化的
同一性の要素としての国歌 (Nationalhymne)』¹²⁸⁾によって、国歌を法的議
論の対象とした¹²⁹⁾。自分たちの国歌の「法的価値」について問うのは、
事実、自然なことである。[ドイツ国歌に歌われているように]「統一と法
と自由 (*Einigkeit und Recht und Freiheit*)」が「幸福の証 (*des Glückes Unterpfand*)」
であるならば、これらの言葉から法的効果が導かれるのか?¹³⁰⁾

ヴィンフリート・ハッセマー (*Winfried Hassemer*)¹³¹⁾は、このことを意
識しているように見える。彼は、「感動させる言葉 (*bewegenden Wörtern*)」
や「国家を聴くときの感動」について述べている。憲法は「生きた
プロセス (*lebendiger Prozess*)」であるという。すなわち、憲法は、テク

126) ツェルター (*Zelter*) 宛ての1810年3月6日付けの手紙。参照されるのは、
Dieter Borchmeyer, “Eine Art Symbolik fürs Ohr”, in: *Walter Hinderer* (Hrsg.),
Goethe und das Zeitalter der Romantic, 2002, S. 416.

127) *Hermann Weber*, *Recht, Literatur und Musik - Aspekte eines Themas*, in: *Hermann Weber* (Hrsg.), *Literatur, Recht und Musik*, 2007, S. 1を参照せよ。

128) *Häberle* (注2)。

129) 参照されるのはまた *Hans Hattenhauer*, *Deutsche Nationalsymbole*, 1984, S.
67; *ders.*, “Unxerunt Salomonem” - Kanzlerkrönung Napoleons I. am 2.12.1804, in:
FS für Reinhard Mußgnug, 2005, S. 629.

130) 参照されるのは、*Bernhard Großfeld*, *Poesie und Recht - Rechtsvergleichende
Zeichenkunde*, 2005, S. 27.

131) *FAZ* v. 19. 7. 2008, Nr.167, S. 4.

ストとその解釈によってのみならず、国歌や、「国歌を歌い」「自身の感情を感じる」者たちによって生命をもつのであると。

ギュンター・ヒルシュ (*Günther Hirsch*) ——連邦裁判所の元裁判所長官——は、こう考えた。裁判官はピアニストと比較し得る。ピアニストは、作曲家があらかじめ作ってある譜を、「多少なりとも技巧的に」解釈するからだ¹³²⁾。むろん批判も起こった¹³³⁾。しかし、ペトラ・ショット (*Petra Schott*) ——ヘッセン州の行政裁判所の裁判官——は、こう書いている。

「そうであるか否か。…このことについて私はシュテファン・アンドレス (*Stefan Andres*) の文章を見つけた…。私について言うならば、私はパスカル (*Pascal*) とともに、それはハート [心] (*das Herz*) であると信じる、つまり直覚的に、感情によって評価する我々の知 (*Wissen*) の中枢にある力こそ、そうであるか否か、真実を判断するのだと。」¹³⁴⁾

X 普遍性¹³⁵⁾

そのような原始的な直覚を我々に思い起こさせるのは、グリム童話の「歌う骨 (*der singende Knochen*)」であり、また次のような決まり文句である。例えば、「そんなのお断りだ (*Ich will Dir was flöten*)」, 「正しい振舞いを教えてやろう (*Ich will Dir die Flötentöne beibringen*)」, 「私の笛で踊るがよい (*Du sollst nach meiner Flöte tanzen*)」 「正しい音程をとらねばならない (*Man muss den rechten Ton finden*)」である。似たような根に由来するのが、ヴォルフガング・アマデウス・モーツァルト (*Wolfgang*

132) *Hirsch* (注108), ZRP 2006, 161.

133) *Bernd Rütters*, Deckel zu! Richter sind keine Pianisten, FAZ v. 27. 12. 2006, Nr. 300, S. 31.

134) *Redet Wahrheit*, Themenheft 2007, S. 23.

135) 参照されるのは, *Arnold Wadler*, *Der Turm von Babel*, 1935.

Amadeus Mozart) (1756–1791「魔笛 (*Zauberflöte; the magic flute*)」およびルドヴィヒ・ウーラント (*Ludwig Urland*) (1787–1862「歌人の呪い (*Des Sängers Fluch*)」) の作品である。アフリカの言語ではしばしば一つの言葉だけで、歌う、奏でる、踊ることを兼ねる。この発端について指摘するのが、イーサン・アハメッド (*Ehsan Ahmed*) の著書「法と歌 (*The Law and the Song*)」¹³⁶⁾である。

XI 結 び

「人は作曲するように著述しなければならない」(*Novalis*)

「音楽と法」というテーマは、比較法の高い関心をひくだけでなく、ドイツ法における記号の氾濫 (*Zeichenflut*) について深く考えさせられる。記号の氾濫は、我々の思考を常に狭い水路へと向かわせ、我々の記憶 (*Gedächtnis*) を造り変え、[直覚的に] 感じられる経験から記号を独立させる。インターネットを介した情報の氾濫によっても、このことはさらに激しさを増す(「インターネットに操作された思考」¹³⁷⁾)。ミヒャエル・クレープファー (*Michael Kloepfer*)¹³⁸⁾は、そのため、現代の法律家を見ると、ライナー・マリア・リルケ (*Rainer Maria Rilke*) の詩「豹 (*Der Panther*)」を思い出すという。

*Sein Blick ist von Vorübergehen der Stäbe
so müd geworden, dass er nichts mehr hält.*

136) 1997. また、*Neumann* (注2), S. 179; *Birgit Brüninghaus*, *Mythen als Rechtsquelle?*, in: Erlinghagen/Geck/Junker/Schmitz (Hrsg.), *Die Freuden des jungen Bäckermeisters Lehmann*, 1993, S. 335. をも見よ。

137) *Ben Macintyre*, *Im Einbaum durchs Internet*, *FAZ* v. 29. 1. 2010, Nr. 24, S. 31.

138) *Michael Kloepfer*, „Der Panther“ und der Jurist, in: *FS für Peter Raue*, 2006, S.139.

*Ihm ist als ob es tausend Stäbe gäbe
und hinter tausend Stäben keine Welt*

「柵の前を行きつ戻りつするのに疲れ果て
彼の視線は濁り、もはや何もとらえてない
彼の前には千の柵があるかのように
そして千の柵の後ろには何の世界もないかのように」

法のテキストは「灰色のクモの巣のように我々の精神にかぶさって覆ってしまおう」¹³⁹⁾。

いまや明らかなのは、音楽だけでは、あふれるテキストや、デジタル革命の勢い、インターネットを介した数学的な狭窄化にはとても対応できないということである。しかし音楽は、記号による柵の格子をゆるめ、あふれ出るドグマを掘り起こすのを助けてくれる。音楽が助けるのは「我々自身の自己 (unser eigenes Selbst)」¹⁴⁰⁾である。歌 (Lieder) は、言葉 (Wörter) や活字 (Buchstaben) よりも深い根を持っている。それゆえ、マリア・テレーズ・フェーゲンが、「社会がその法によって奏でる…不可思議な歌 (die wundersamen Lieder)」¹⁴¹⁾を我々に想起させているのは、善きことである。

139) *Heinrich Heine*, Die Harzreise, in: ders., Sämtliche Werke II, 1972, S. 10.

140) *Stephen Braker*, Das müssen wir wissen, FAZ v. 6. 2. 2010, Nr. 31, S. 31.

141) *Fögen* (注16), S. 116.

〔解題〕　　グロスフェルト教授の「比較法」と「国際交流」
～ミュンスター交流裏史～

本稿では、ベルンハルト・グロスフェルト（Prof. Dr. Bernhard Großfeld）教授（以下「グロスフェルト教授」¹⁾）と、その令夫人（マリア・グロスフェルト（Frau Maria Großfeld）、以下「マリア夫人」）から伺った話を中心に、同教授の比較法の考え方や法比較の実践方法を理解するための補助的な素材として、私的な交流を記しておきたい。というのも、同教授の比較法の考え方の根底には異文化をもった人間（外国人、異業種の職業人）との出会いや交流があり、その考え方を理解するには、これまでの人的な交流の具体的な話を知ることが助けとなると考えるからである。グロスフェルト教授は、北ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン（Nordrhein-Westfalen）州のミュンスター（Münster）にあるヴェストフェーリッシエ・ヴィルヘルム大学（Westfälische Wilhelms Universität）以下「ミュンスター大学」の国際経済法研究所所長・法学部教授を歴任され、現在、同大学名誉教授である。

筆者は、2015年8月5日から2016年1月30日まで中央大学から在外研究の機会を得てミュンスター大学に滞在した。滞在中にグロスフェルト教授御夫妻から多大な御親切を受けた。何よりそれは、恩師である中央大学の山内惟介教授（2007年にドイツ・フンボルト財団学術賞受賞、2013年ミュンスター大学から名誉博士号授与）（以下「山内教授」）と、グロスフェルト教授御夫妻が、長年の親交を結ばれていることによる。山内教授は、1983年にミュンスターを訪れる²⁾前にもそれ以降も、グ

1) グロスフェルト教授の御経歴および御業績についてはこれまでに山内教授により幾度も紹介されているが、とくに最近の紹介として、山内惟介／浅利朋香訳『比較法文化論』（中央大学出版部、2004年）巻末の「訳者あとがき」367頁以下に詳細な記述がある。下記に引用する。グロスフェルト教授は「1933年12月30日にドイツ北西部のオランダ国境に近いパート・ベントハイムに生まれ」、「1966年にゲッティンゲン大学教授に就任し、1973年から1998年までミュンスター大学教授を歴任された後、1998年に満65歳の定年により同大学を退官された。現在は同大学名誉教授の地位にある。」

2) 滞在記として、山内惟介「ミュンスターの街から」中央評論163号（1984年

ロスフェルト教授の著作を次々と翻訳されてこられた³⁾。また、この御二人の出会い、1992年10月の「中央大学とミュンスター大学との間の協力協定」(全学協定)の締結をはさんで、30年来にわたる両大学間の交流⁴⁾を拓いた端緒である。ミュンスター大学の学問的雰囲気は、外国から来た研究者や留学生に対して、大変に友好的で誠実であり、グロスフェルト教授の比較法の考え方をそのまま反映しているかのようである。同大との関係を伝統として考える者にとっては、その端緒を振り返ることに意義があろう。

本稿での話は聴取りによる部分も多いため、ヒアリングの誤りもあり得ること、またグロスフェルト教授御夫妻のほかは、ミュンスターで交友関係にあった方々、さらに日本の側では山内教授御夫妻からの御話を得たのみであり、ミュンスター大学とこれまでかかわりのあった多くの方からの御話や検証を十分に言い得なかったことをお詫びしておきたい。ミュンスター大学と中央大学との研究者の交流史につ

4月) 36頁, 同「ミュンスターの街から(続)」中央評論164号42頁。

- 3) ベルンハルト・グロスフェルト／山内惟介訳『多国籍企業の法律問題—実務国際私法・国際経済法—』(中央大学出版部 1982年)(原書: Bernhard Großfeld, Praxis des Internationalen Privat- und Wirtschaftsrechts - Rechtsprobleme multinationaler Unternehmen, 1975), ベルンハルト・グロスフェルト／山内惟介訳『国際企業法—多国籍企業組織法—』(中央大学出版部 1989年)(原書: Bernhard Großfeld, Internationales Unternehmensrecht - Das Organisationsrecht transnationaler Unternehmen, 1986), ベルンハルト・グロスフェルト／山内惟介訳『比較法文化論』(中央大学出版部 2004年)(原書: Bernhard Großfeld, Kernfragen der Rechtsvergleichung, 1996)
- 4) 比較法研究所のニューズレター『ひかくほう』に登載された記事だけでも、石川敏行教授「エーリヒゼン氏の来訪」創刊号(平成2年)3頁, 中西又三教授「ヴェストフェーリシエ・ヴィルヘルム大学を訪ねて」4号5頁, 丸山秀平教授「ヴェストフェーリシエ・ヴィルヘルム大学を訪ねて」7号7頁, 角田邦重教授「ミュンスター大学訪問記」16号2頁, 丸山修平教授「ベルンハルト・グロスフェルト教授講演『法比較の実務的意義』の紹介」(記念講演)18号4-5頁, 工藤達朗教授「ミュンスター再訪」27号5-6頁, 古積健三郎教授「ミュンスター訪問記」32号5-6頁, 鈴木博人教授「ミュンスター大学滞在記」35号4-5頁, 松原光宏教授「春到来・ミュンスターラント」39号5-6頁, 高田淳教授「ドイツ・ミュンスターにおける在外研究」44号4-5頁を参照。

いては、両大学の交流記念論集のなかで山内教授が詳述されている⁵⁾。そちらを参照いただければ幸いである。

1) 出会い (Bewegung)

グロスフェルト教授と山内教授の関係の端緒は1981年にさかのぼらねばならない。

今では普通になっている大学間の学術交流協定も、当時はそうではなかった。中央大学が他国の大学との学術交流協定を結び始めた創生期にあった。山内教授の恩師である桑田三郎教授の時代には、既に国際交流の芽は出ていたが、複数名が参加する国際交流という名の組織的活動は存在せず、研究者がいろいろな手蔓を辿って、特定の個人のもとを訪れる個人的交流が中心であったという⁶⁾。したがって当時は、学術研究機関に所属していた研究者の個々の関係から、大学間の組織的な関係へと発展をはかろうと、国際的学術交流の橋渡しが手探りで模索されていた時期であった。電話や手紙でやりとりするしかなかった当時、海外渡航や外国文献の入手も今よりずっと苦勞を伴った時代である。人を送り出し、その人が持ち帰る学術文献やその複写、海外での人脈は貴重な脈であり、海外へ送り出される者は国を背負って奮闘されたであろう。

プライベートな関係の端緒としては、山内教授が1981年3月からグロスフェルト

-
- 5) 中央大学とミュンスター大学との交流経緯については、山内惟介「中央大学・ミュンスター大学間における法学者交流の回顧と展望—二〇周年を迎えて—」(石川敏行/ディルク・エーラーズ/ベルンハルト・グロスフェルト/山内惟介編著『中央大学・ミュンスター大学交流20周年記念 共演 ドイツ法と日本法』(日本比較法研究所研究叢書73)(中央大学出版部, 2007年)409-427頁)ならびに、山内惟介「中央大学・ミュンスター大学間の交流におけるグロスフェルト、ザンドロック両博士の功績」(山内惟介/ヴェルナー・F・エプケ編著『中央大学・ミュンスター大学交流25周年記念 国際関係私法の挑戦』(日本比較法研究所研究叢書92)(中央大学出版部, 2014年)3-20頁)を参照。
- 6) 桑田三郎教授はドイツ・ハンブルクのマックスプランク研究所—ツヴァイゲルト(Prof. Dr. Zweigert)教授—へ行かれたが、それは、『ラートブルフ著作集』(東京大学出版会)の「法における人間」の翻訳を機に、野田良之教授か

教授との間で郵便での書簡や著書のやりとり⁷⁾を経て、1983年2月1日からノルトライン・ヴェストファーレン州の奨学金⁸⁾を得てミュンスター大学で研究滞在された⁹⁾ことによる。グロスフェルト教授は1983年4月までアメリカのダラスに滞在中だったため、その間もその後も、グロスフェルト教授門下の学生達が親身になって山内夫妻を助けたようだ。そのなかには、ミュンスター大学のペトラ・ポールマン (Prof. Dr. Petra Pohlmann) 教授¹⁰⁾の夫君であるイェンス・ポールマン (Herr Jens Pohlmann) 氏もいらした。グロスフェルト教授は、「私の助手達 (Assistenten) には私の世話ではなく客人の世話をせよと言ってある。毎日食事をしたり、会話をせよと。自分自身も週2回はカフェで [内外の人たちと] 交流するように努めていた。出会い (異文化交流) の場を持つために。」と言われた。夫人のもとへ学生が日本語を習いに毎週通うなど、家族も寂しくさせないようにと配慮の行き届いた環境で、研究滞在は順調であった。ところが、山内教授が8月に虫垂炎になられ、内科医の誤診により手術が遅れ、命が危ぶまれる状態まで陥り、緊急手術の後も長期の入院

らラートブルフ夫人を紹介され、夫人がツヴァイゲルトのところへ行くようにと紹介された事情によるという。桑田教授は滞在期間の半年をハンブルク、残りの半年をベルリンのヴェンクラー (Prof. Dr. Wengler) 教授のもとで過ごされた。

- 7) 1981年3月末から、『多国籍企業の法律問題』注3)の翻訳のために山内教授がグロスフェルト教授との間で郵便をやりとりされたことが、交流の起点とされる。
- 8) Nordrhein Westfalen Heinrich Hertz Stiftung.
- 9) 滞在記として、山内惟介「ミュンスターの街から」中央評論163号36頁、同「ミュンスターの街から (続)」中央評論164号42頁。グロスフェルト教授は1983年4月中旬までアメリカのテキサス州ダラスのサザン・メソジスト大学に長期出張されていたが、ハンブルクの会議に出席のため一時帰国され、1983年2月1日にミュンスター大学の研究室にて山内教授と初めて対面されている。この点は「ミュンスターの窓から (続)」中央評論164号42-43頁を参照。
- 10) ポールマン (Prof. Dr. Petra Pohlmann) 教授は2012年に中央大学に客員教授として招聘された。デュッセルドルフ大学教授を経て、2004年からミュンスター大学教授、同大学・国際経済法研究所 (第4部) 所長。コロサー教授が設立された保険学研究所 (Forschungsstelle für Versicherungswesen) の所長も2005年から引き継がれている。

を要した。このことは、ミュンスターの関係者の胸に今もお強く残っているようである。入院すればドイツでは完全看護だが、日本では家族による看護を要する。ドイツ人にとってはまさしく異文化に聞こえたのだろう。山内教授のそばには夫人がついておられたが、グロスフェルト教授は、入院中の山内教授を毎日のように見舞われた。しかしグロスフェルト教授の頭の中はいつも研究のことで一杯で、病状の経過を聞かれるよりも、講演原稿の構想を山内夫人に話しかけるなどされたそうだった。山内教授が治癒された後、グロスフェルト教授御夫妻は、山内教授御夫妻をあちこち郊外へ外出に連れ出して、交友を深められたそうである。

ミュンスター滞在中に、山内教授は、桑田三郎教授から、中央大学との間の大学間の組織的な学術交流協定（研究者交換のための協力協定）をミュンスター大学に提案するように依頼されていた¹¹⁾。そのため滞在当初から山内教授は大変熱心に学術交流協定について説かれたが、グロスフェルト教授自身は、組織的な交流にはほとんど興味はなく、人と人との結びつきを今も昔も重視されていた。それでも、グロスフェルト教授は、山内教授にミュンスター大学の当時の学長シュリューター（Prof. Dr. Wilfried Schlüter）教授¹²⁾に会うことを勧められ、学長室のある本館（領主司教の旧城館 Schloss）まで一緒に連れ立って、法学部棟から数十分程の距離を歩いて行き、そして、学長からは当時の中大には外国の大学との交流実績が無かったことを理由に協定の締結を断られたその帰り道で、山内教授に「では、我々の間で始めよう」と述べられたそうだった。個人的な交流だったらすぐに始められるし、日本にでもどこにでも行こう、ということであった。

その後、グロスフェルト教授は日本学術振興会を通じて久保欣哉教授¹³⁾らによ

11) 1983年春、山内教授のミュンスター滞在の当初に、桑田教授から国際電話で、大学交流協定の締結についてミュンスター大学に交渉されるように依頼があった。

12) シュリューター（Prof. Dr. Winflod Schlüter）教授は1989年に中央大学に客員教授として招聘されている。

13) 久保欣哉教授は、グロスフェルト教授がゲッティンゲン大学にて教鞭をとられていた時代に訪独され、グロスフェルト教授が受け入れ担当とられた。久保教授の後に関英昭教授（青山学院大学）が来られ、ミュンスター大学に移籍されたグロスフェルト教授のもとで博士論文を執筆された。

り日本に招聘され、中央大学でも客員教授として講演された¹⁴⁾。ミュンスター大学からは、その後も、ヘルムート・コロサー (Prof. Dr. Helmut Kollhosser) 教授¹⁵⁾、ベルトホルト・クーピッシュ (Prof. Dr. Berthold Kupisch) 教授¹⁶⁾が客員

14) グロスフェルト教授の初来日は、1984年9月14日から同年10月29日まで、日本学術振興会 外国人招聘研究者としての来日であった。中央大学では客員教授として3日間多摩校舎で講義と講演を実施された。当時ミュンスター大学法学部長であったグロスフェルト教授は、マリア夫人を伴って、久保欣哉教授(一橋大)、小林孝輔教授(青山学院大)、五十嵐清教授(北海道大)、北川善太郎教授(京都大)など歴々の教授により1ヶ月かけて全国各地の大学を回って講演をなされた。当時の中央大学での講演の記録として、グロスフェルト/山内惟介訳「多国籍企業と国際経済法の新たな方向付け」法学新報91巻11・12号81-103頁、グロスフェルト/木内宜彦訳「経済制度の中での小株主の地位」法学新報92巻5・6号163-182頁、グロスフェルト/山内惟介訳「言葉、法、民主主義」比較法雑誌18巻4号37-93頁、わが国で行われたその他の講演として、グロスフェルト/庄子良男訳「国際会社法から国際企業法へ」(付記 菅原菊志) 法学(東北大学法学会)49巻5号91-117頁、グロスフェルト/和田卓朗訳「言語と法」北大法学論集35巻6号689-746頁、別府三郎「B・グロスフェルト教授講演『比較法の限界』:講演会記録を含む」鹿児島大学法学論集20巻1号75-100頁を参照。最終地の鹿児島へは、マリア夫人が子供達のために先に帰国されたため(夫妻の間には6人の子供、17人の孫がおられる)、グロスフェルト教授が単身で訪れた。

15) ヘルムート・コロサー (Prof. Dr. Helmut Kollhosser) 教授は、1970年からミュンスター大学教授、1983年から同大学の労働法・社会法・経済法研究所所長、1989年に同大学に保険学研究所 (Forschungsstelle für Versicherungsweisen) を設立し、以来同所の所長も兼務された(現在は弟子の Prof. Dr. Petra Pohlmann 教授が引き継がれた)。中央大学へは1985年に客員教授として来訪された。オルガマリア・コロサー (Frau Olgamaria Kollhosser) 夫人とともに、山内教授夫妻と親交が厚く、ミュンスター大学と中央大学との交流を裏で支えてこられた、かけがえのない方であった。コロサー教授は御病気のため2004年12月30日に逝去された(享年70歳)。コロサー夫人は、教授亡き後も、外国からの客人を常に手厚く迎えて御自宅にて接待され、2009年にミュンスター大学から国際交流へのその功績を称えて名誉領 (Ehrenkonsulin) の称号を授与されている。

16) クーピッシュ (Prof. Dr. Bernhold Kupisch) 教授は、1991年9月に中央大学

教授として招かれた。これらの教授も、同行した家族も、日本の大学の同僚や日本での研究環境を見て驚かれたようだ。「ドイツ語を話せる人が少なすぎる。」と。しかし、グロスフェルト教授は、「だからこそ交流しなければならないのだ」と言われたという。言葉が通用しない異文化だからこそ、交流する価値があるのだと。そして、ミュンスター大学から当時学長を務められていたハンス・ウーヴェ・エーリヒゼン (Prof. Dr. Hans-Uwe Erichsen) 教授が中大に客員教授で来日され¹⁷⁾、1992年に両大学の間で学術協力協定が結ばれた¹⁸⁾。

2) もてなしの心 (Gastfreundschaft)

ドイツ・ミュンスターから客員教授を迎えるにあたって、山内教授夫妻が心を砕かれたのは想像に難くない。

宿舎は特に配慮がなされた。外国から来る客人は日本語ができないのに街や商品は日本語表示のみ。買い物ひとつするにも個々の生活用品を探すことは容易ではないだろう。宿舎における準備の確認も、客人の立場に立って、その目線で備品等を見直すことから始められた。台所まわりだけでも必需品は多い。台所洗剤、スポンジ、ビニール袋、紙袋、お茶、コーヒーフィルター、油、ケーキを焼くときの敷紙、バター、日持ちのする飲み物、お菓子 (パン等は外国では探すのも大変だ)、紙ナプキン、これらの消費品はあらかじめ買って配置しておく。食器やナイフ・フォーク・スプーン類は、仕舞ってあるものを戸棚から出して、洗って、すぐに使えるようにしておく。一緒に点検に来られた中大の同僚の先生が、ここまでやるのかと困惑されたほどであったという。客人が日本に来て生活に不便を感じるとすれば、最初の日々がそうであろう、だから準備が大事だとされる。

へ客員教授として来訪された。民法、ローマ法。コロサー教授、山内教授夫妻と親交が厚かった。2015年12月30日に逝去。

17) エーリヒゼン教授が客員教授として来訪されたときの様子は、比較法研究所ニューズレター『ひかくほう』創刊号(平成2年)3頁(石川敏行教授記)を参照。

18) ミュンスター大学との研究者交流の端緒については、山内惟介「中央大学・ミュンスター大学間における法学者交流の経緯について」中央評論190号118頁のほか、注5)の山内教授による手記を参照。

また、こうした用意は、一度きりではなく、ドイツからの客人を迎える際には常に、またミュンスターのみならず他の大学から招聘した客員教授が来られる際には、山内教授夫妻は必ず自らの手で宿舎の確認を行い、滞在初日に困らないようにウェルカム・フードを用意された。これには日本を初めて訪問した客人はもとより、訪問経験のあった客人もが感動を覚えられたそうだ。特にミュンスターでは、宿舎での用意に感動した方達が、中央大学の関係者が滞在する際には、宿舎に翌朝の朝食用の食品の用意を整えるようになったという。筆者もミュンスター滞りの折には、その恩恵にあずかった。コーヒー、紅茶、角砂糖、コーヒーフィルター、パン、卵、ジャム、牛乳、子供のためのお菓子類、紙ナプキン。同じ受け入れの教授の元で研究滞在していた他大学からの研究者に聞いてみたところ、入居の折には何も用意されていなかったそうだ。中央大学だけの特別待遇ということだろう。

山内教授は、「無償と想定外という視点」、すなわち、相手からの対価を期待しないで（無償）、相手が期待していない範囲まで手を差し伸べるの（想定外の行為）が、「おもてなしの構成要素」と述べられている¹⁹⁾。

他方、ミュンスター大学の側でのおもてなしというのは、家族ぐるみで、自らの生活圏（プライベートな住宅、生活環境）のなかに迎え入れて、自分たちのものの考え方や文化に触れてもらう、同時に、相手の違和感を和らげて理解を促進してもらうために、自分たちが良いとか美しいと感じているものを積極的に示して、相手の質問や疑問を求めて説明をし、互いの共感や違和感にあえてコミットさせて、家族同士で知り合うことが重要だという。特にこうした生活環境や文化の違いの理解を目的とする交流（社交）においては、食事や育児等を重点的に受け持つ夫人の役割が大きかったため、夫人同士が知り合うことが重要とされた。そこには、個人を取り巻く身近な人間（家族など）を含めたプライベートな環境が、その個人の考え方や生活文化を表しているのであって、生活圏に招待することが相手に胸襟を開くことになる、という考え方がある。外国からの客人に対しても、その延長線上で、

19) 山内推介「おもてなし考」HAKUMON Chuo 秋号42-43頁 <http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/hakumon/2014autumn06.html> 同所では、編集部記により、山内教授夫妻による長年の中大宿泊施設でのゲストへの食材や歓迎の品の準備について記されている。

外国人だからといって区別することはなく、同じように、手製の焼き菓子や手料理で迎え入れて、家族ぐるみでの交流に招かれるようだ。

たとえば、マリア夫人は御自宅での御茶の御招待²⁰⁾の折、次のように説明してくださった。

「料理したもので招待することは、共に生きる (zusammen leben) ことだ。私的に招待する (privat einladen) のは、たとえば日曜のランチだったり、クリスマス (St. Nikolaus) だったり、ドイツ文化を知ってもらうために、そういう機会を設けた。夫人ももちろん夫と一緒に招待される。私的な招待は、時代によってはできない場合もある。今はまったく様子が違ってしまった。今は、遠くの街や外国に住んで大学には通ってくるだけの教授も増えている。そうなると家に招待することも遠すぎてそもそもできない。夫人達も仕事を持つようになって時間がない。子供も招待を喜ばない。招待するのも招待されるのもなかなかできなくなる。むかしは、ミュンスターでは、教授の間でも互いに家に招待して互いに親しくなった。特に、『最初の挨拶のための訪問 (Antrittbesuch)』というのがあった。たいてい日曜の11時に自宅で、夫人とともに訪問して、夫人とともに迎える。それで、夫人同士が知り合い、家族を紹介して、互いに知り合う。日本では、他の夫人と親しくなる機会が、当時はことさら無かったのだろう。だから、夫人間での出会いや家族での付き合いを家に招待することで作るドイツ式のもてなしが、日本の夫人たちには印象に残ったのではないか。」

3) 比較法の実践—街案内と遠出 (Stadtführung und Ausflug)

ミュンスターの街や郊外の案内を、グロスフェルト教授は、すすんで、ドイツ人学生のみならず、外国からの留学生や研究者に対して、今もライフワークのようにして行っている。山内教授夫妻もあちこち外出に連れ出されたそうだ。

グロスフェルト教授がマリア夫人とともに、ミュンスターに来訪した外国人研究

20) 2015年10月6日。同日の御招待には、エリザベート・ザンドロック (Frau Elizabeth Sandrock) 夫人 (1980年から1995年までグロスフェルト教授とともにミュンスター大学・国際経済法研究所の所長を務められたオットー・ザンドロック (Prof. Dr. Otto Sandrock) 教授の令夫人) が同席された。

者や学生を——彼らが躊躇したり遠慮していても——積極的に誘って外に連れ出すのは、たんなる観光ではなく、比較法の実践のためであると思われる。筆者もまた追体験した、そのような比較法の実践としての街案内を、ここに訪問地ごとに、記しておきたい。

a) ミュンスター街中心部 (Stadtzentrum Münster)²¹⁾

ミュンスター中心部は中世の風情を色濃く残している。中世の歴史の中でミュンスターについて言われるのは、第一に、ハンザ商人による遠隔貿易の主要路を擁するハンザ (Hanse) 同盟の重要な商業都市であったこと、第二に、宗教改革 (Reformation) の際に再洗礼派 (Täufer) が千年王国を建国宣言して街に立て籠り、追い出した領主司教との間で激しい攻防戦を行い、再洗礼派が虐殺されたこと (「ミュンスターの反乱」) (再洗礼派の代表者3名の死体が籠に入れられてランベルティ教会の塔の上に吊るされた)、第三に、30年戦争を終結させたウェストファリア平和条約 (Westfälische Frieden) の交渉・調印がなされたこと (カソリック側の調印地、プロテスタント側はオスナブリュックで調印) である。

このうち、グロスフェルト教授が重視されるのは、もっぱら第一の点であった。街の案内は、例えば次のようであった。出発地は、大学の法学部に近い広場であり、そこに立ってグロスフェルト教授はまず問うのだ。「ミュンスターはどのような街か。」「あなた方はどこにいるのか。」「なぜこの場所が Überwasserkirchplatz という名前なのか。」

ミュンスターの街にあるアー湖 (Aa See) —— Aa は古い言葉で水を意味した——から流れ出る水がここにあって、その小川が馬の水飲み場 (Tankstelle) であった、馬は当時の運送手段として重要だったのだ、だから川 [水] を越えた場所という名前が付いている、と。次に、司教邸 (Bistum) を横に通り過ぎて、大聖堂 (通称「ドム Dom」: St. Paulus Dom) の広場へ出る。9世紀初頭、カール大帝により司教座が置かれたことで、ミュンスターは司教を迎えて司教邸が建てられた。「教会と司教邸は一体のものだ。だが、市民や商人の勢力が新興してくる。それら

21) 2015年8月21日。同日は筆者ほか、一橋大学の中西優美子教授、パリ第二大学の Laurence Nicolas-Vullierme 教授が案内を受けた。

の勢力を象徴する建物が市議会 (Rathaus) だ。」大聖堂の広場の奥には、旧市議会 (Rathaus: historische Rathaus, 建物内にウェストファリア平和条約が調印された「平和の間 Friedensaal」) がある。市議会は、教会と対峙する位置に建てられたという。すなわち市民が、司教領や教会を「監視していた」のだと。

市議会の建物の前まで至ると、ハンザ都市の建物を象徴する階段状の破風 (Giebel) 飾りの装飾について説明される。遠方貿易商人が中国やオランダからミュンスターに持ち込んだものに、バラの文様がある。市庁舎の前面の先端に近いところに、花の文様があるだろう (と建物の高いところを示される)。5つの花卉だ、この5という数字は Quint Sence (クイント・センス) なのだ、ギリシアから持ち込まれた数字だ、これも商人が運んだものだ、と嬉しそうにこちらを見ながら大きな声で話される。

道を歩きながら、ミュンスターには、Seidenstrasse (絹の道、シルクロード) や Gewebestrasse (織物の道 [たとえば当時ベルギー北部から海を通じてフランドル地方の織物がドイツ北部へ運ばれた]) が通じていたと説明される。市議会そばのランベルティ (Lamberti) 教会から入って500mほどの「塩の道 (Salzstrasse)」は、古い敷石で舗装されている。塩は当時最高の価値を持っており、近隣街ゾースト (Soast) からの商人による遠隔貿易では、塩に対して布や家畜が交換された。「塩の道」の敷石のところどころには、他のハンザ都市からの石が真鍮に縁取られた Hansestein が埋められている (真鍮にはその都市の名前とミュンスターの名前とが刻印されている)。1993年に、793年のミュンスター成立1200周年を祝う祝賀の折に埋め込まれた。ミュンスターがハンザ同盟の重要な都市であったことを示す記念だそう。

ハンザ商人達についての話が続く。海 [バルト海] からは魚が運ばれた。ヘリング (Hering: にしん) である。魚の保存には塩が欠かせない。にしんは塩水に漬けて樽詰めにして馬車で運ばれた。だから、Salzstrasse (塩の道) と名付けられた。北海に通じる道、オランダへ通じる道がミュンスターを通っている。ハンザ商人達により、遠隔商業を守るための都市同盟 (「ハンゼ Hanse」またはリュベックを合わせて「ハンゼル Hansel = Hanse+Lübeck」) が作られた。だから、グロスフェルト教授は言われる。「この地で、最初の国際通商法 (Internationales Handels-

recht) ができたのだ」と。

別の日²²⁾には教会を案内された。大聖堂 (Dom) の中に入ったことがあるかと聞かれ、まだですと答えたところ、では入りましょう、ということになる。ミュンスターの大聖堂は750年の歴史がある。入口に聖パウロ (Paulinum) の立像、その上にキリスト (Christus) の像。12時近くだったので、正午に始まる大時計の機械仕掛け (Glockenspiel) を見物するために来訪している観光客が多い。12時に教会奥の右の時計の上の窓が開いて人形が出てきた (東方三賢者 (Drei Königen) がお辞儀をする内容のグロッケン・シュピール) のを傍観中に、グロスフェルト教授は小声だったが歌 (讚美歌) を歌っていた。大変に良い声だったので、その歌に他の見物客も呼応して歌い始めた。見物客に対して、グロスフェルト教授は、時計というものは数学的な見地から正しく計測されて作られているのだ、と解説され、見物客から「あなたは教師か」「教師のように見える」と言われて、「大学教授だったがすでに退職した」と嬉しそうに答えていた。

教会での説明は、ベンチに座って、上の天井や絵を示しながらなされた。主に建築様式にフランスからの影響が見られること、大聖堂はロマン様式とゴシック様式との混合であること (大戦後に新造された)、ステンドグラスの絵を指して、カソリックとプロテスタントとの違いは、カソリックは (古い歴史を持つため) 文字を読めない人に絵によって布教され、そのために誰でも読める絵によるもの (Bilderhaft) であり、そのため職人工芸 (Handwerk) によって像や絵が作られていること、対してプロテスタントは1400年代に発明された印刷技術 (Druckkunst) により文字による布教がなされ、文字 (Buchstaben) による書物や抽象的な説教によるものである、と言われた。

大聖堂から出て、商人達の教会であるランベルティ教会の方へ歩き出す。歩きながら、「法はそもそも書物でないのだ、歌 (Lieder) が人々の共感 (Mitgefühl) を表している、歌は人々の間を近づけて仲間にするが、文字 (Buchstaben) は人々の間を離し、遠ざける」と言われた。「音楽 (Musik)」はたとえば「教会での歌」であり、「歌は、子供のときから教会で歌うから、知らずに歌の文句が馴染んでい

22) 2015年9月18日。

る、その歌の文句に規律が表されているのだ」と言われる。

ランベルティ教会は、ゴシック様式の教会で「1150年建造、遠方貿易商人（Fernkaufmann）の寄付」とされる。教会内ベンチに座って、天井を見上げ、窓のステンドグラスを仕切っている格子の数を数えた。「 $4 \times 12, 4 \times 8 \dots$ 」これは数学（インド、ギリシアに由来する）を正確に反映しているのだという。商人は会計帳簿を運営するために数学を勉強する必要があったのだと説明された。

b) テクレンブルク (Tecklenburg)²³⁾

テクレンブルクは、オスナブリュック (Osnabrück) とトイトブルグの森 (Teutoburger Wald, 略称「トイト (Teuto)」) の南西、ヴェストファーレン州最北の山岳部にある。ミュンスターから北へ車で1時間ほどだ。ミュンスターは平らな街だが、北へ向かうと、徐々に標高が高くなる。テクレンブルクが持つ歴史上の意義もまた、その地理と結び付いているようだ。

テクレンブルクには、細い山道が通っている。その道は、遠隔貿易の商人達に通っていたブレーメン・ミュンスター・ケルンの間の重要な商業道路の一部だった。細くて見通しの良い坂の道は、関所 (Grenzkontrollestelle) に適している。そのため、商業道路を通行する商人達から関税を徴収する目的で、オランダの伯爵 (Graf) によって1100年頃に城が建設された。当時、北ドイツ最大の高城だった。しかし、テクレンブルク経由のブレーメン・ケルン間の商業道路は、後に、オスナブリュックを経由する長距離道路によって通じるようになり、テクレンブルクの戦略的価値は乏しくなったという。

テクレンブルク城は小高い山の上にある。その周囲にめぐらされている低い城壁は古くて石が崩れかけている。城の周囲には、古風な白壁と茶色の木枠の Fachwerkhäuser (木骨 (ハーフ・ティンバー) 家屋) の集落がある。この中に、麻織物の検査施設 (Leinenprüfanstalt = 通称「レッゲ (Legge)」) であった建物が保存されていた。

テクレンブルクは、麻の生産と麻織物の検査施設で有名だった。しかし麻農家は収入が乏しく貧しかったので、農業の副収入とするため農家の男性は麻布の行商人

23) 2015年11月29日。

(Hausierer)として各地を回って商業に出た。マリア夫人の祖父の家系は、そのような行商人の、近郊のオランダに出てからまた北ドイツに戻ってきた一族であるという。ドイツの著名な服飾小売店 C&A を起業した者も、最初にテクレンブルクで麻織物の行商をしていた行商人 (Wanderarbeiter) だった。行商人は北ドイツからオランダへ、さらに英国やバルト海まで麻織物を持って出かけた。このような行商貿易 (Töddenhandel) が、17・18世紀の商品貿易システムの一部であった。ヴェストファーレンと近隣の季節出稼ぎ行商人は、その地域の家庭内手工業で冬の間に製造された麻織物を、次の夏の間に最初にオランダへ、次に北ヨーロッパ全体へ、イングランドからラトビアの首都リガまで売り歩いたとされる。行商人といっても、シルクハットをかぶり背広に身を包んだ紳士然とした身なりの男性が、筒状に巻いた麻織物を小脇に抱えて売り歩く姿である。オランダ人は麻織物をおもに帆船の帆や耐候性の服として使っていた。その帆船でオランダ人も外国へ交易に出かけたのである。

ヴェストファーレンから行商人がオランダへ麻織物の出稼ぎに出かけていったことは、宗教的にも大きな意味があったという。カソリックであった者が、プロテスタントの地域 (カルヴァン派の影響が強い地域など) にて宗旨替えし、戻ってからもカソリックに戻りたがらない。領主もまた、カソリック教会の支配から自由になるために、プロテスタントに変わった。領主が宗教を変えると、その統治する地方全体で宗教が変わる。そのため、「地方が宗教を意味する (Region bedeutet Religion)」ことになったのだ、とマリア夫人が説明された。

c) バート・ベントハイム (Bad Bentheim)²⁴⁾

グロスフェルト教授の故郷であるバート・ベントハイム (以下「ベントハイム」) は、ミュンスターから電車でライン (Rhein) 駅乗り換えて1時間で着く。

同地にある砂岩博物館 (Sandsteinmuseum) は、同地の名産である砂岩についての歴史について詳細な展示がある。当初ベントハイムの地域は海であり、砂岩の層は海の砂からできている。それが地震によって陸地となり、砂岩の層が地面に露出した。砂岩は、中世には、水飲み場の石、教会の壁、城の壁、城壁、家の壁、墓石、

24) 2015年12月13日。

家の建築に使われたほか、洗礼のための水桶（Taufstein）としても使われた。石を削って芸術作品として仕上げられたほか、オランダから中国やオーストラリアへの貿易においても、船が傾かないという理由から船倉に積まれて輸出された。それらは建築物に使われた。たとえば、ニューヨーク州の自由の女神像の脚台にも同地の砂岩が使われている。2階には石切り場労働者の写真が多数掲示されていた。砂岩には、天然ガスや石油が浸み込んでいるため、ドイツ最大と言われる石油の鉱床や天然ガスがベントハイムにあった。グロスフェルト教授が子供の頃はあちこちから火が噴出していて、誰も消すことができないので、燃え続けていたそうだ。

ホテル・グロスフェルトは、ベントハイム城の目の前に建っており、ライトアップされた美しい中堅のホテルだった。オランダの国境に近い同国からの多数の宿泊客で賑わっている。翌朝、ホテル前でグロスフェルト夫妻と合流し、グロスフェルト教授の先導でホテルの中をあらためて散策する。レストランから広間を通り、ホテルからベントハイム城を見て、外にある複数の建物もホテルが保有しているとのことだった。

車で出て、ベントハイムの森と温泉施設を見学した。北ドイツ最大のトイトブルクの森の一部であり、オーク（柏）の森である。オランダが、船舶を造るためのオーク材を、ベントハイムから買い付けていたそうだ。砂岩と並んで木材もまた、ベントハイム・ゴールド（Bentheimer Gold）と呼ばれるらしい。他にも、小麦と塩がベントハイムの収入源だったそうだ。温泉施設ではプールの中で30～40人が長風呂をしていた。ドイツでは温泉療養に健康保険が使えるので、多くの人が訪れるそうだ。

ホテル・グロスフェルトに戻り、お茶を飲みつつ経営者である甥の方とグロスフェルト夫妻が経営状況等について話された。オランダの経済が悪くなっているようで、客からのホテルの評価は大変高いのに客足は若干後退している等。グロスフェルト教授が、両親の世話をしてくれたことに感謝していると、甥の方に言っていた。このホテルがグロスフェルト教授の生家であった。当時は、ホテル自体もっと小さくて、ホテルの前は空き地で、バスが乗り付けて御客の送迎をしていたそうだ。

ベントハイム城は小高い山の上に建っている。オランダやハンブルクまでは平地が続いており、ここが北ドイツの最後の山であるそうだ。城壁がめぐらされていて、

古い壁は大雑把な石の積み上げ方だが、後に作られた壁は鉄骨が中に通っておりレンガの技術が使われて綺麗に積み上げられている。城の外の家々も、漆喰を塗られた白壁の家 (geputzte Häuser) と、レンガ造りの家があった。

教会が城の中にあった。最初はロマネスク様式 (丸い曲線や十字文様のある曲面天井) で、増築部分はネオ・ゴシック様式でできている。壁には、伯爵の墓石が飾られてあり、墓石には多数の家の紋章 (Wappen) が刻まれていた。高貴な家の出の者は同じく高貴な家の者としてしか結婚できなかったようだ。婚姻を結んだ両家の親戚筋の家紋が並べられて、高貴な連合体 (Adel-Liga) であることを示しているのだようだ。

伯爵の居所である邸宅は、すべての部屋の天井が高く、支柱がベントハイム名産の砂岩でできており、丸天井や梁には砂岩を彫った馬や鬼の首の文様や家紋があしらわれている。家の装飾にも、シンメトリーな文様が多い。屋根にも、正確な三角形や四角、円、六枚花卉の花の文様が装飾されており、部屋には子供用の計算器 (平方 Quadrat 計算器) が展示されていた。当時、数学が建築や芸術に生かされていたことに驚く。

城の中庭には泉があった。砂岩に浸み込んだ雨水が、井戸として湧き出すようだ。非常に深いところまで掘られていた。水を守るために、井戸は堅牢な壁でできた建物の中に囲まれていた。塩もまた、砂岩に浸み込んだ海水から作出された。ドイツで最大の塩田がベントハイムにあったようだ。庭を散策すると、1000年頃の、石でできた十字架像 (Herrgott) があった。グロスフェルト教授の説明によれば、十字架の横の長さ (脇腹から肘まで: 肘から手の先まで) が黄金比 (Goldene Schnitt) (1: 1.618) になっているという。既に数学が普及されていたことを示すという。

4) 比較法の基礎としての国際交流

a) 地理的条件による法の差異 (Geographie und Recht)

上述のように、街の案内のなかに歴史学、数学、宗教学、地理学といった学問的な見方をはさみこんで、人がその場所でどのように生活していたか、その場所でどのような産業が成り立っていたかを考えさせ、実践的に、物事について多彩な次元からの多面的な見え方を教えるのが、グロスフェルト教授の比較法であった。

『比較法文化論』²⁵⁾の中で、グロスフェルト教授は次のように言われている。

「われわれのドイツ法が生まれた11世紀は、たくさんの都市が作られ、各都市の領域内で自給自足の生活が行われていた。その後、各都市における生活インフラの補給に溢路が生じ、また都市間での往来が増えたことによって、新たな法形式が必要となった。地理的にみると極端な状況、たとえば人里離れた山村をみれば、環境が法にどのような影響を及ぼすかはこんにちでもなお一目瞭然である。」²⁶⁾

日本でグロスフェルト教授御夫妻と行動を共にされた山内教授御夫妻によれば、グロスフェルト教授は「常に人類の文化は地理的条件で分かれていったということと言われ、言葉、文化、習慣の違いがどこからくるのかを自身で常に考えておられた」という。グロスフェルト教授がこだわっておられたのは、「その分野の専門家なら既に答えを出していると思われることも、本に頼らず、自分なりに理論を構築すること」であったとされる。日本に御家族を同行して滞在された際も、グロスフェルト教授は御息女（長女の Ursula さん）に『ガイドブックは読むな。自分の目で見て感じて、考えるように。』と諭され、御息女も父親から言われた通りに努力されていたそうである。そして、グロスフェルト教授が日本で山内教授夫妻と行動を共にするなかで喜ばれたのは、「日本人とドイツ人の違いの理由が閃いた時と、人としての普遍性が見出されたとき」であったという。グロスフェルト教授が、外国人研究者や学生に望んだことは、「交流によって生まれる信頼を経て、地理的、歴史的背景を考えながら、違いの理由を推察し、相互理解に至ることではないか。」と山内教授は言われる。

筆者自身も、ベントハイムを散策中に、グロスフェルト教授御夫妻に、なぜ熱心に外国人に対して接して下さるのか、質問したことがある。すぐさま、マリア夫人が、「理由は2つある」と明快に答えてくださった。

「第一に、外国人と交流すると、ただ外国で景色や物を見るだけではなくて、別

25) グロスフェルト／山内訳『比較法文化論』（原題 Kernfragen der Rechtsvergleichung）注3)

26) 『比較法文化論』35頁（山内惟介訳部分）。

の視点から物を見ることができる。人に会うことで、その外国にいたことが、強く印象に残る。自分たちが外国に行ったときもそうだ。人に会って交流することで、よりよく理解できる。

第二に、アジア人は大変に遠慮がち（zurückhaltend）で、自分からはなかなか積極的には出てこない。本を読むことはよくできるかもしれない、でも話すのは得意ではない、という人が多い。また、ドイツ人の同僚も、アジア人に対して遠慮しがちだった、外国人に対してどうやって接してよいか、臆している人が多かった。だから、自分たちが、もてなす役目をすすんで引き受けてきた。」

グロスフェルト教授が、そっと重ねて付け加えられた。

「自分の父親は、第一次大戦時に、ロシアのキエフで捕虜となった。捕虜となっていたときに、ロシア人将校から手厚く処遇された。戦争は、出会いの契機となる。父親は、敵であっても、知り合えば、同じ人間だとわかる、ということをやっていた。だから、日本人がシンガポールを占領したときに、シンガポールの岬に立つ日本人将校の姿が新聞に載っていたとき、日本人の姿をはじめ見て驚いた自分に対し、父親は、『知り合ってみればわかる、彼らもまさしく私達と同じ人間なのだ』と述べた。ナチに追われたオランダ人実業家をはじめ、さまざまな外国人を父親はホテルに迎えていた。ロシア人も、オランダ人も、ドイツ人もみな同じ人間だと言っていた。」

b) 人間のもつ規律（Ordnung des Menschenen）

地理的条件により人々の法の観念の違いが形成されるという話を伺ううちに、グロスフェルト教授の言われる「法」は、中世における法の理解に近いのではないかと思ったことがある。つまり、まず全体的な秩序があり、次にそのような全体秩序（全体律）から個としての人間が影響を受ける、という捉え方である。

『比較法文化論』の中で、グロスフェルト教授は次のように言われている。

「しかしながら、われわれは初めから注意深く行動しなければならない。われわれは、自分たちが考えている『法』という概念を一度ならず棚上げにする必要がある。それは、われわれが考える『法』という概念自体が、われわれの世界像に由来するものに他ならないからである。われわれのものとはまったく別の文化にも、わ

れわれの場合と同様の社会秩序がみられるとか、似た社会秩序がみられるとかいった状況をわれわれは期待することができないであろう。それゆえ、法の比較よりも社会秩序の比較を行うことの方がベターであろう。」²⁷⁾

「人々は『社会秩序』や『正義』という言葉を『テキスト』に即して、それゆえ、環境に従って定義している。人々は、みずからにとってその環境の中で適切であり合目的的であると思われるものを公正だとみなしている。法的な見方もこうした理解を前提とする。あるものが存在することによって、同時に、それについての意識が形成されているという考えである。法の内容は『大地との対話』の結果でもある。」²⁸⁾

しかし、グロスフェルト教授にお聞きしたところ、そのような中世の法の考え方—全体秩序が個人の規律へ影響を与えるといった—でひとくくりにはされるのは、あまり受け入れられない様子であった。いわく、大事なものは個々の人間であり、「人間の生活／生命（Leben）そのものから湧き出る」のが規律（Ordnung）である、と言われた。異文化を持つ人間の生きてきた生活そのものから発せられる考え方を理解することを重視されているのも、人の持つ規律に触れるためだと思われる（グロスフェルト教授は机の前ばかりではなく外へ出ると言われる）。

生きている人間について直接に接して、その人間が持つ規範意識や行動倫理について研究する手法は、比較文化人類学でも採られている。人間について調べるということは、異なった地理的条件や地理的環境のもとで、本来は普遍的であるはずの人間はどのようにその規範意識を変化させているのか、その人間の思考や行動様式に反映されている規律はどのように違うのか、考えることであろう。

「マリア（夫人）の助力がなければ、とてもこのように成し得なかった」とグロスフェルト教授は言われた。外国に滞在していたときに、または外国人を家に呼んだときに、その国や国民についての感想をマリア夫人との間で交換できたことが、とても役に立った。法律家以外の人たちとの交流——女性達や家族間の交流など、夫人が担われた社交——がとても重要だった、という。

27) 『比較法文化論』注3) 16頁（山内惟介訳部分）

28) 『比較法文化論』注3) 33頁（山内惟介訳部分）

日本とドイツの両側で、夫人を含めた研究者間の交流が積極的に展開され、それが教授らの比較法の研究に息吹を与えた、ということに筆者は感動を覚える。

5) 結び——比較法は差異を乗り越える (Rechtsvergleichung überschreitet die Grenze)

グロスフェルト教授の言われる「比較」は、異なる規律や異文化と出会い、その違いを相互に理解することと、とらえられているように思われる。違いを乗り越えることで、そこに共通にある普遍性を見出す、それにより「比較」が適う、と考えられているようである。

グロスフェルト教授の言われる「法」は、社会の基底をなす秩序（整序／規律）(Ordnung) が地理的条件により影響を受け、その地に定住している人間によって保持され、伝承されることで現代に生き続けている、そのような規律を指すようである。すなわち、人間こそ生きた法であり、脈動する文化や不文律を体現しており、人間がその中で生きている実際の生活に根ざした規律を、法として宿していると考えられているように思われる。

グロスフェルト教授が1998年まで所長を務められたミュンスター大学の国際経済法研究所は、もとは2つの研究所から成っていた。一方が、フィーケンチャー教授 (Prof. Fikentscher) を所長とする比較法研究所、他方が、メストメッカー教授 (Prof. Mestmäcker) を所長とする国際経済法研究所であった。しかし当時の国際経済法研究所は、特段の雰囲気を持っていなかったため、ザンドロック教授 (Prof. Otto Sandrock) とグロスフェルト教授は両方の研究所を統合し、1995年にザンドロック教授が定年退官されるまで二人の所長が並び立つ制度をとった²⁹⁾。2つの研究所の統合において比較法研究所の名を廃して国際経済法研究所の名を選んだのは、比較法に背を向けたのではなく、実務との関わりを強調したかったためとされ

29) ザンドロック教授も中央大学とミュンスター大学との交流において重要な役割を果たされた方である。詳しくは、山内惟介「中央大学・ミュンスター大学間の交流におけるグロスフェルト、ザンドロック両博士の功績」(山内／エプケ編著『中央大学・ミュンスター大学交流25周年記念 国際関係私法の挑戦』注5) 3頁、とくに15頁以下。

る。グロスフェルト教授は、常に、比較法(異文化との出会い)の雰囲気にも価値を置かれていた。

グロスフェルト教授は定年退官まで常に比較法研究所——国際経済法研究所との合併後も——について言及し、比較法が国際経済法につながっていることを強調された。グロスフェルト教授の比較法研究が国際経済法研究につながっていることは、たとえば、会社の従属法に関する設立地法説と本拠地法説との論争において同教授が地理的観点から本拠地法説を支持されてきたことから、知ることができる。私人は、その土地ごとの地理的条件に基づいて生活し、事業を展開し、商業的活動を営む。企業の事業活動も、商人の商業的行為も、個人の創作的活動も、人が為す営為とみることができる。

人の創作的活動から湧き出る規律は、音楽、数学、詩学、文化的な領域に広範にみられる。比較法研究ではグロスフェルト教授はこれらの学問的営為と法学との間を架橋し、帰納的に網羅していこうとされた。日本では、こうした学際的な見地からの比較法の研究はまだ少ない³⁰⁾。もっとも、山内教授による比較法研究には、グロスフェルト教授の研究視座を日本法において発展させようとする企図がうかがわれる³¹⁾。異文化圏で生きている人間との出会いを重視し、職人(Werkmeister)にもわかるように平易な言葉で書くという研究の手法は、我々にもまた、法とは何かをあらためて自問させ、自身の法について多くの学びを得ることができるための比較法について考えさせるのである。

30) 法学と他学問分野との関係性を探究する研究として、たとえば、駒城鎮一「法の美学あるいは詩学と法哲学」富大経済論集44巻2号(1998年)159-191頁、堅田剛『法の詩学—グリムの世界』(新曜社1985年)(上山安敏氏による紹介、法哲学年報1985,126-130頁)

31) Koresuke Yamauchi, *Japanisches Recht im Vergleich*, Tokyo 2012; 山内惟介『比較法研究 第一巻 方法論と法文化』(中央大学出版部2011年)、同『比較法研究 第二巻 比較法と国際私法』(中央大学出版部2016年)